

大津町こども計画

令和7年度

令和11年度



大津町夢絵画「こどももおとなもよろこぶ えほんやさんになりたい」

令和7年3月

大津町

ごあいさつ

現在、地域とのつながりの希薄化や核家族化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。これまで国全体で幼児教育・保育の無償化、保育の受け皿整備による待機児童対策、保育人材確保、児童虐待防止対策の強化など各種施策に取り組んできました。さらに、近年は、貧困や虐待、不登校、ヤングケアラーなど、こどもや子育てを取り巻く問題は複雑化、複合化してきており、こどもと家庭を社会全体で支えていくことが喫緊の課題となっています。



こうした課題に対応するため、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和4年6月に制定（令和5年4月施行）するとともに、令和5年4月には、こどもに関する取組や政策を強力に推進していくため、「こども家庭庁」を設置しました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つにまとめた「こども大綱」を策定しました。

大津町においても、平成27年に「大津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたって、こどもが健やかに成長できる環境づくりと安心して子育てできる環境づくりに向けた施策を推進してきました。これまでの取組を着実に進めるとともに、こどもを安心して産み育てることができるよう、また、乳幼児期から妊娠出産期まで切れ目なく、多様なニーズに応じたきめ細かな子育て支援を推進していくため、ライフステージ（「ライフステージ共通施策」、「ライフステージごとの施策」）に沿った各施策を総合的に展開していくため、令和6年度から5年間を計画期間とする新たな計画、「大津町こども計画」を策定しました。

今後、本計画の目指す姿である「こども・若者をまんやかに 夢を持ち一緒に育つまち みんなの居場所 幸せおおづ」の実現に向け、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などと連携しながら社会全体で、こどもと子育てに関する施策をより一層推進してまいります。そして、未来を担うこどもたちの健やかな成長と、すべてのこども・若者、子育て当事者のウェルビーイングの実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた大津町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング、こどもワークショップ、パブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

大津町長 金田 英樹

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本事項..... | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2. 計画の位置づけ..... | 3 |
| 3. 計画の対象..... | 4 |
| 4. 計画の期間..... | 5 |
| 5. 計画の策定体制..... | 5 |
| 第2章 こども、若者や子育て当事者を取り巻く現状..... | 6 |
| 1. 人口等の動向..... | 6 |
| 2. 子育て支援サービス等の現状..... | 13 |
| 3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の実績..... | 17 |
| 4. こども・若者や子育て当事者の意見のとりまとめ..... | 18 |
| 5. 大津町のこども、若者や子育て当事者を取り巻く課題..... | 39 |
| 第3章 計画の基本的な考え方..... | 41 |
| 1. 計画の基本理念..... | 41 |
| 2. 計画の基本目標..... | 42 |
| 3. 施策の体系..... | 43 |
| 第4章 施策の方向性..... | 44 |
| 1. ライフステージ共通施策..... | 44 |
| 2. ライフステージごとの施策..... | 57 |
| 第5章 量の見込みと確保方策..... | 66 |
| 1. 教育・保育提供区域の設定..... | 66 |
| 2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保..... | 67 |
| 3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）..... | 71 |
| 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保..... | 72 |
| 第6章 計画の実現のために..... | 88 |
| 1. 計画の推進体制..... | 88 |
| 2. 進捗状況の点検と評価・公表..... | 88 |
| 資料編..... | 89 |
| 1. 大津町子ども・子育て会議条例..... | 89 |
| 2. 大津町子ども・子育て会議委員名簿..... | 91 |
| 3. 策定経過..... | 92 |
| 4. 用語集..... | 93 |
| 5. 大津町子ども憲章と「三つの約束」..... | 95 |

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取り組みなどが展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の充実が求められました。

この指針に基づき、大津町においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「大津町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

全国的には少子高齢化により人口減少が進む中、大津町では人口増加が進んでいます。そして、年少人口についても、平成17年から令和2年にかけて増加してきました。その間、保育での待機児童が増えたことにより、各保育園の定員増、私立幼稚園の認定こども園化、さらには新たな保育園の整備により、保育受入れの確保に努めてきました。

ただ、令和3年以降、年少人口や若者女性人口（20～39歳）が減少しています。一方、保育の利用ニーズは増加しており、さらには隣町への世界的半導体企業、そして本町への関連企業の進出、それに伴うアパート・マンションを中心に住居戸数の増加という動きの中、今後子ども・若者世代の定住化をどう見込むのか、重要な局面を迎えています。

また、子ども・若者にとって大津町が将来にわたり住みやすく持続可能な地域であるために、SDGsの考え方に基づいた施策の展開も不可欠です。

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指し、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「大津町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、そして令和6年度に計画期間が満了となる「第2期大津町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）の後継である「第3期大津町子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として「こどもまんなか大津」を目指すものです。そして、国から示されているように「市町村子どもの貧困対策計画」「市町村子ども・若者計画」などの内容も含めて、策定するものとします。

■これまでの国の動き

| 年 | 国の動き |
|-----------------|---|
| 平成 15 年度 (2003) | <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法制定・施行 ・少子化社会対策基本法制定・施行 |
| 平成 16 年度 (2004) | <ul style="list-style-type: none"> ・少子化社会対策大綱閣議決定 ・子ども・子育て応援プラン少子化社会対策会議決定 |
| 平成 18 年度 (2006) | <ul style="list-style-type: none"> ・新しい少子化対策について少子化社会対策会議決定 ・認定こども園制度スタート |
| 平成 22 年度 (2010) | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育てビジョン策定 |
| 平成 24 年度 (2012) | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て関連3法制定 |
| 平成 25 年度 (2013) | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議設置 |
| 平成 26 年度 (2014) | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策大綱の閣議決定 |
| 平成 27 年度 (2015) | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度スタート |
| 平成 29 年度 (2017) | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の改正 ・子育て安心プラン策定 |
| 令和元年度 (2019) | <ul style="list-style-type: none"> ・成育基本法施行 ・幼児教育・保育の無償化開始 (10 月より) ・母子保健法改正 |
| 令和 2 年度 (2020) | <ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次少子化社会対策大綱策定 ・全世代型社会保障改革の方針閣議決定 ・新子育て安心プラン公表 |
| 令和 3 年度 (2021) | <ul style="list-style-type: none"> ・子供・若者育成支援推進大綱 (第 3 次) 決定 ・子ども・子育て支援法及び児童手当法改正 ・こども政策の新たな推進体制に関する基本方針閣議決定 |
| 令和 4 年度 (2022) | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン決定 ・こども・子育て政策の強化について (試案) 公表 |
| 令和 5 年度 (2023) | <ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法施行 ・こども家庭庁設置 ・こども大綱、こども未来戦略の閣議決定 |
| 令和 6 年度 (2024) | <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法改正 ・子ども・子育て支援法改正 ・こどもの貧困対策の推進に関する法律改正 ・こども性暴力防止法制定 |

2. 計画の位置づけ

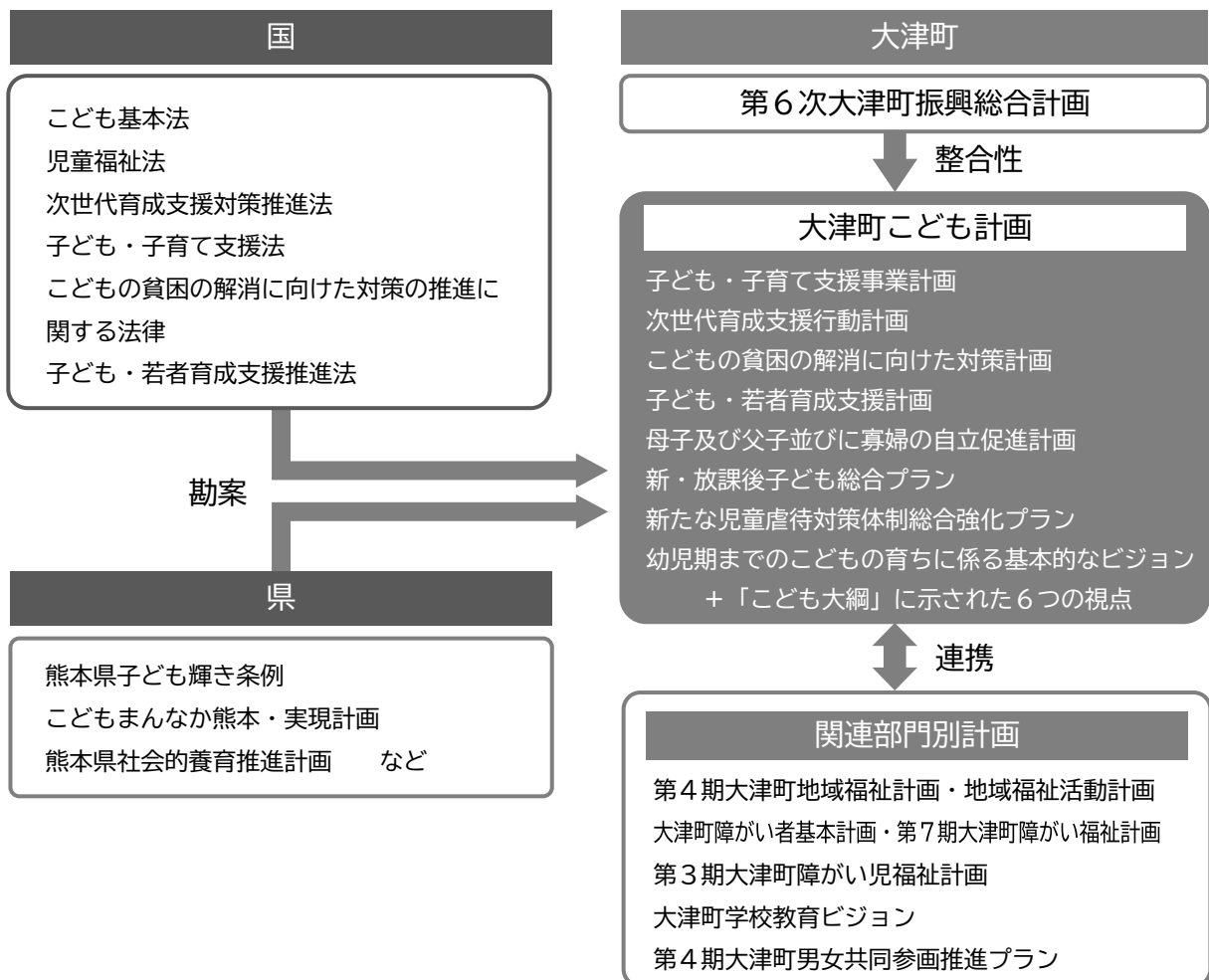
本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、次に掲げるこどもに関する法定計画を本計画に包含させ、一体的に取り組むものとします。

■本計画に包含される計画・根拠法

| 名称 | 根拠法 |
|-------------------|------------------------------|
| 子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法第61条 |
| 次世代育成支援行動計画 | 次世代育成支援対策推進法第8条 |
| こどもの貧困の解消に向けた対策計画 | こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条 |
| 子ども・若者育成支援計画 | 子ども・若者育成支援推進法第9条 |
| 成育基本計画 | 成育医療法第5条 |

また、本計画は、「第6次大津町振興総合計画」を上位計画とし、各種関係計画と整合、連携を図りながら、国のこども大綱及び熊本県こども計画の趣旨・内容を勘案し、策定します。



【こども大綱に示された6つの視点】

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3. 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者や子育て当事者を対象とします。計画の対象となる「こども」は、0歳から概ね18歳までとし、「若者」は、概ね15歳から30歳未満、施策によっては概ね40歳未満までとします。

※こども大綱の前提となった「子供・若者育成支援推進大綱（令和3（2021）年子ども・若者育成支援推進本部決定）」において、以下のとおり定義されています。

子供：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。

若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。ただし、本町を取り巻く環境が著しく変化し、計画の内容と実際の状況に乖離が発生した場合は、計画期間の中間年度を目安として計画の見直しを行います。

■計画の期間

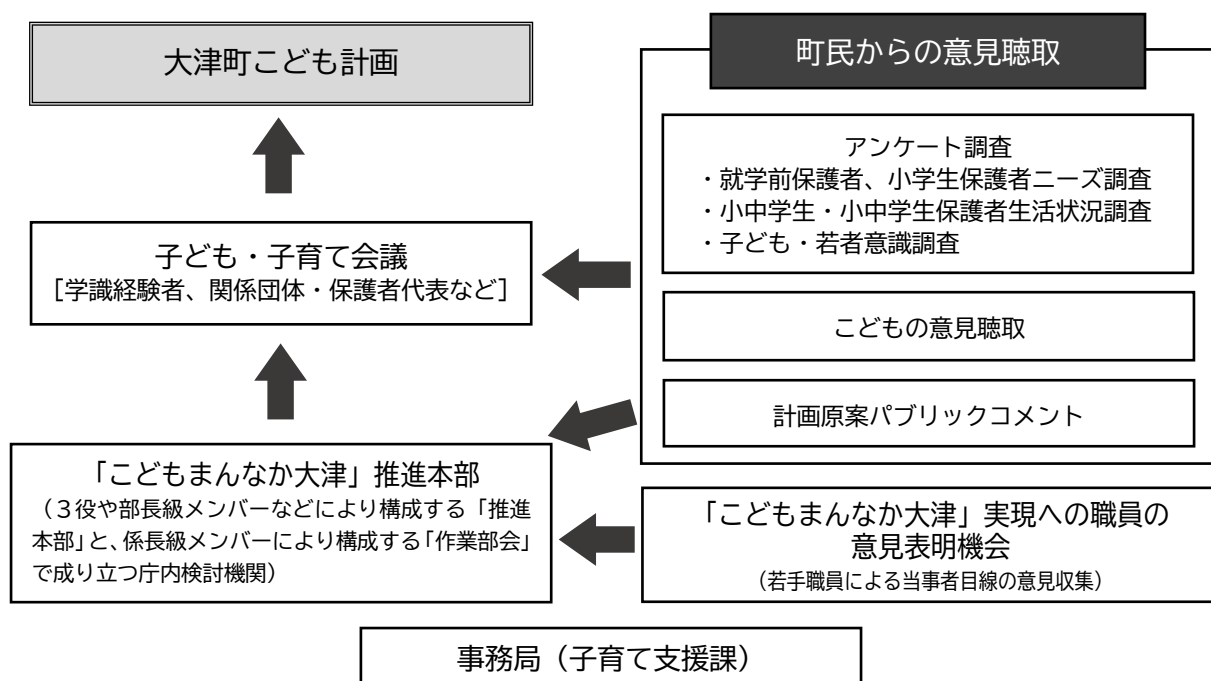
| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 第2期計画 | | | | | | | |
| 大津町子ども計画 | | | | | | | 次期計画 |

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、公募で選出した子育て中の保護者や子ども・子育て支援事業者、教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「大津町子ども・子育て会議」で審議を行いました。また、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映するため、アンケート調査やこどもの意見聴取を実施したほか、計画原案に対するパブリックコメントを実施して、町民の意見反映に努めました。

役場内の策定体制について、本計画の策定やこども施策の推進にあたっては、役場内の様々な部署が基本理念を共有し、一体となって施策の展開を図る必要があるため、役場内に「こどもまんなか大津」推進本部を設置し、組織横断的に策定作業を行いました。さらに、若手職員から施策や職場環境に関する意見を収集し、意見反映に努めました。

■計画の策定体制、及び町民意見聴取の取り組み



第2章 こども、若者や子育て当事者を取り巻く現状

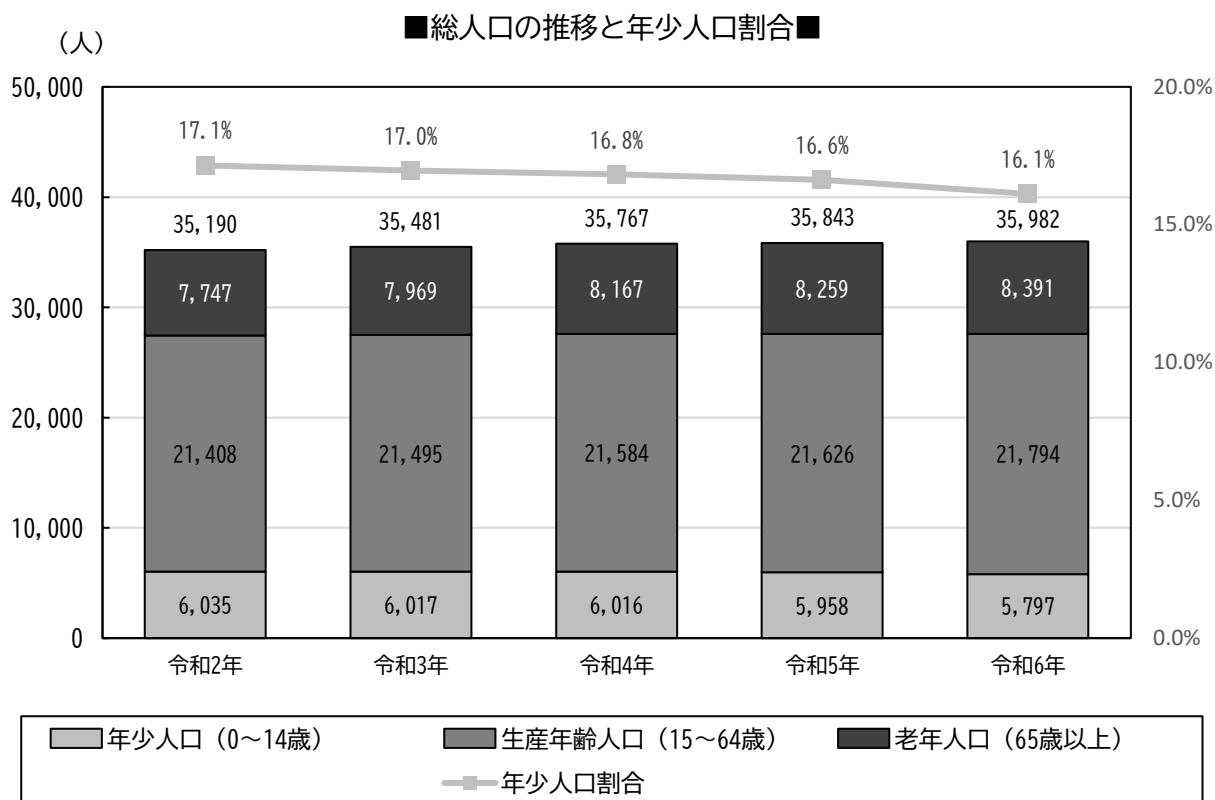
1. 人口等の動向

(1) 大津町における人口の推移

①人口の推移

大津町の総人口は令和2年の35,190人から令和6年の35,982人と増加しています。

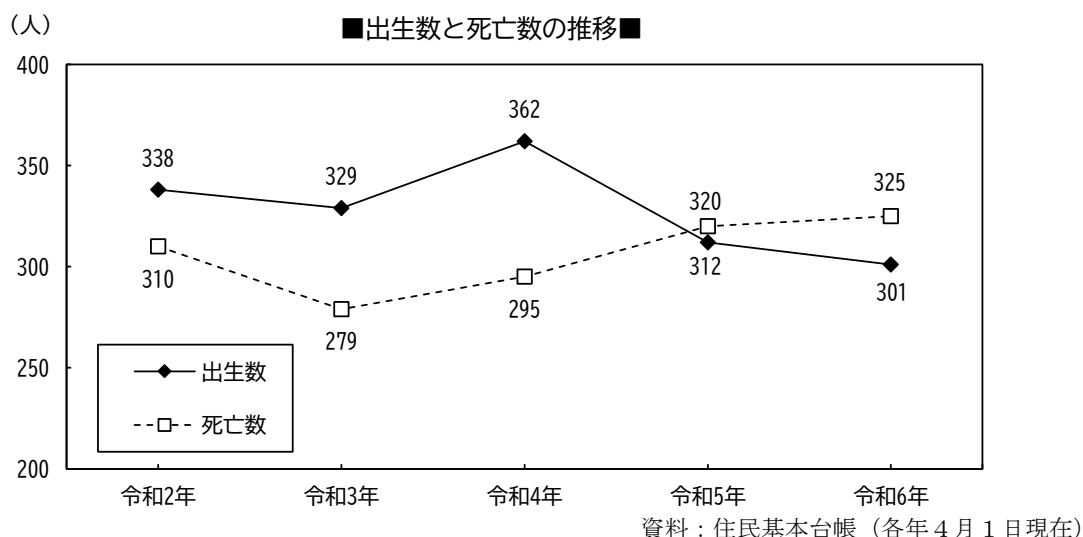
年齢3区分別（年少人口・生産年齢人口・老年人口）で見ると、年少人口（0～14歳）はやや減少傾向に転じており、生産年齢人口（16～64歳）と老年人口（65歳以上）は増加傾向となっています。年少人口割合は令和2年の17.1%から令和6年の16.1%と1ポイント減少となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

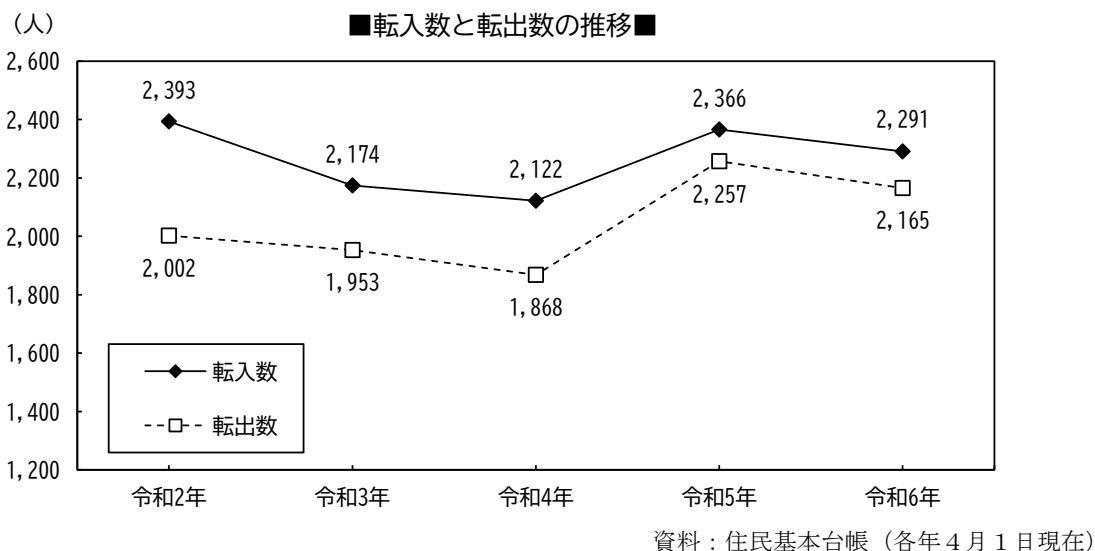
②自然動態－出生数と死亡数の推移－

出生数は令和4年には増加しているものの、令和5年以降は減少傾向となっています。死亡数は令和3年以降増加傾向で推移しています。また、令和4年までは出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いていましたが、令和5年以降自然減に転じており、令和6年には死亡数325人が出生数301人を24人上回っている状況です。



③社会動態－転入数と転出数の推移－

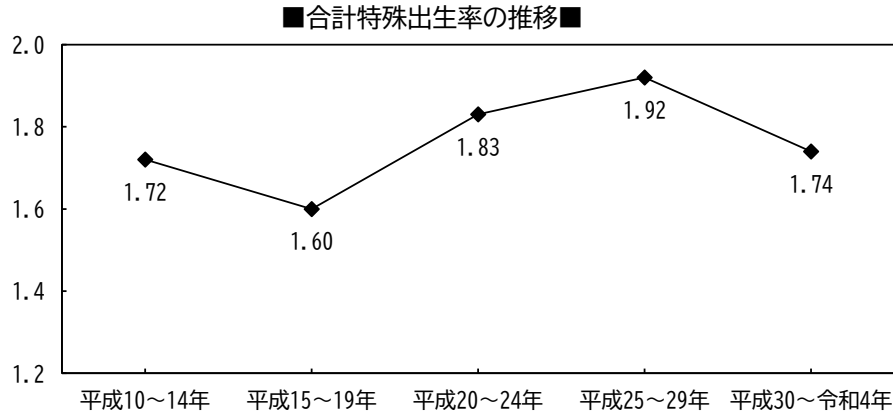
転入数と転出数ともに令和5年に大きく増加しているものの令和6年にはやや減少しています。また、転入数が転出数を上回る社会増の状態が続いており、令和6年には転入数が2,291人と転出数の2,165人を126人上回っている状況です。



(2) 合計特殊出生率の推移

①合計特殊出生率の推移

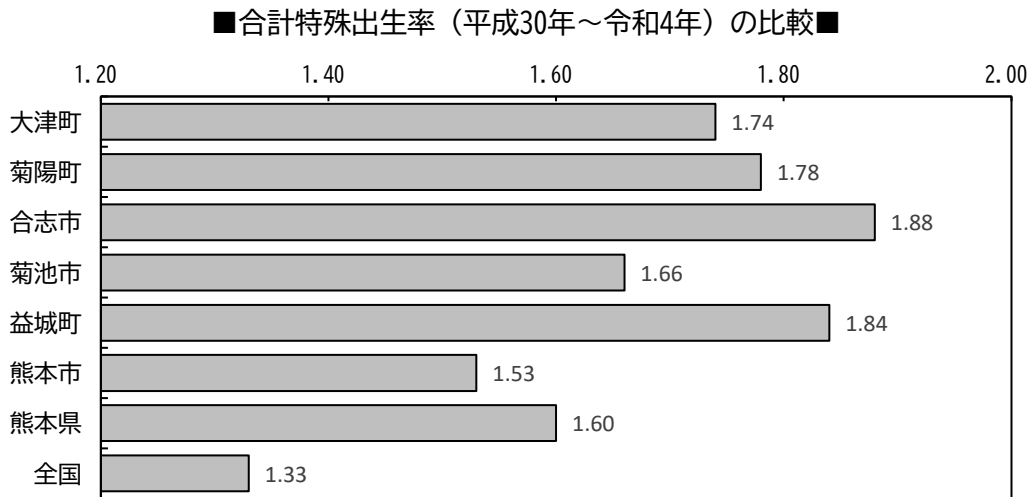
平成 15～19 年では減少傾向にありましたが、平成 25～29 年には 1.92 まで上昇しています。その後、平成 30～令和 4 年では 1.74 と減少傾向で推移しています。



資料：人口動態統計特殊報告（人口動態保健所・市区町村別統計）各年 12 月 31 日現在

②合計特殊出生率の比較

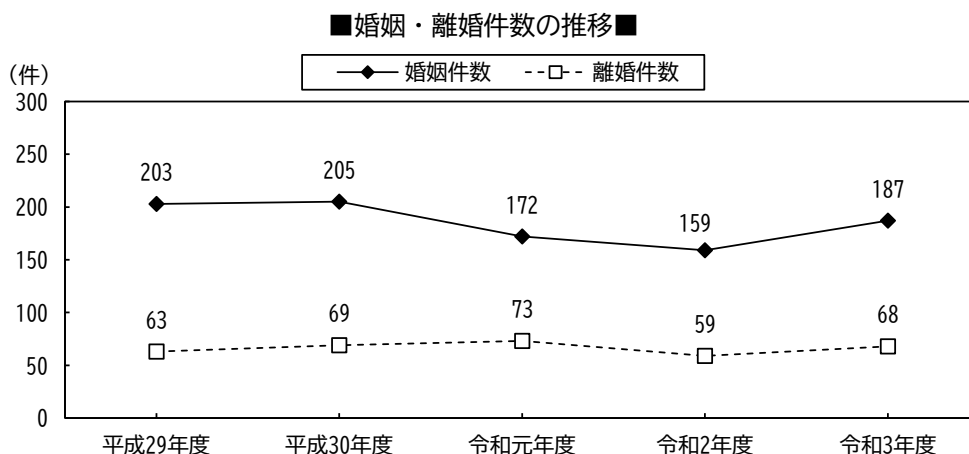
平成 30 年～令和 4 年の合計特殊出生率をみると、全国、熊本県、熊本市、菊池市と比較して高い数値となっています。



資料：人口動態統計特殊報告（人口動態保健所・市区町村別統計）各年 12 月 31 日現在

(3) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、5年間の平均婚姻件数は185.2件、平均離婚件数は66.4件となっています。また婚姻件数は平成30年度から減少傾向にありましたが、令和3年度ではやや増加し187件となっているものの、平成29年度と比較すると16件の減少となっています。

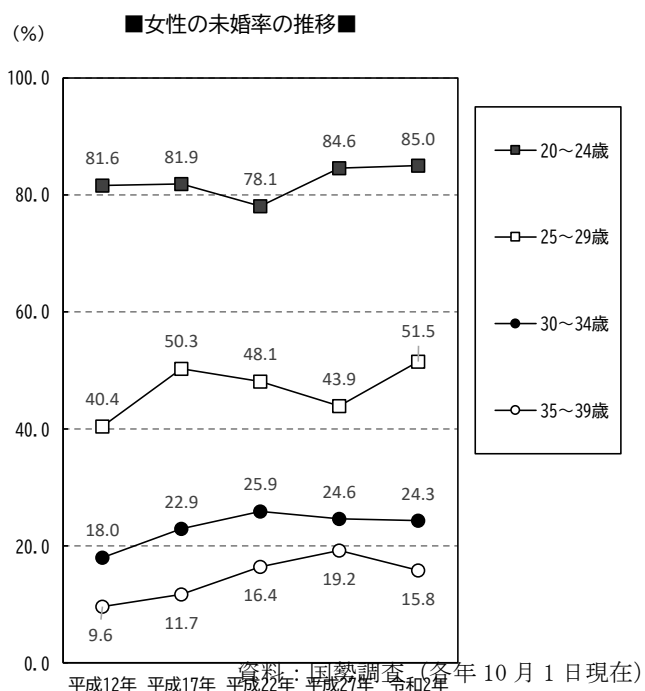
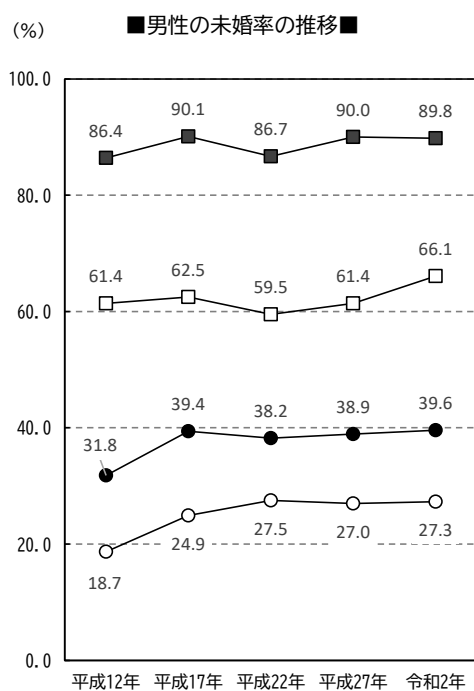


資料：都道府県・市町村のすがた（社会・人口統計体系）（各年3月31日現在）

(4) 未婚率の推移

男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、全般的に増加傾向にあります。特に25～29歳については、男性の3人に2人が、女性の2人に1人が未婚となっています。

※未婚率：年齢区分ごとの一度も結婚したことが無い人の割合



(5) 世帯の家庭類型

世帯の家庭類型をみると、総世帯数は増加傾向にあります。内訳をみると、いわゆる3世代家族が減少する一方で核家族世帯が増加し、特に「夫婦のみ」、「女親と子ども」の世帯が特に増加しています。また、単独世帯も大きく増加しています。

単位：世帯

| | 平成 17年 | 平成 22年 | 平成 27年 | 令和2年 | 令和2年 | |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|--------|---------------|----------------|
| | | | | | 6歳未満が いる世帯 | 18歳未満 がいる世帯 |
| 総世帯数 | 9,770 | 11,451 | 12,678 | 14,135 | 1,689 | 3,803 |
| A 親族世帯 | 7,447 | 8,134 | 8,882 | 9,387 | 1,684 | 3,784 |
| I 核家族世帯 | 5,814 | 6,608 | 7,547 | 8,208 | 1,526 | 3,318 |
| 1. 夫婦のみ | 1,720 | 2,010 | 2,293 | 2,636 | - | 1 |
| 2. 夫婦と子ども | 3,295 | 3,652 | 4,073 | 4,203 | 1,418 | 2,855 |
| 3. 男親と子ども | 115 | 122 | 153 | 166 | 4 | 31 |
| 4. 女親と子ども | 684 | 824 | 1,028 | 1,203 | 104 | 431 |
| II その他の親族世帯 | 1,633 | 1,526 | 1,335 | 1,179 | 158 | 466 |
| 5. 夫婦と両親 | 66 | 69 | 65 | 53 | - | - |
| 6. 夫婦とひとり親 | 173 | 184 | 173 | 195 | - | - |
| 7. 夫婦、子どもと両親 | 407 | 309 | 229 | 149 | 37 | 100 |
| 8. 夫婦、子どもとひとり親 | 433 | 396 | 336 | 290 | 41 | 137 |
| 9. 夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない) | 40 | 46 | 49 | 36 | 2 | 8 |
| 10. 夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない) | 135 | 134 | 132 | 126 | 18 | 82 |
| 11. 夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない) | 38 | 37 | 36 | 19 | 1 | 2 |
| 12. 夫婦、子ども、親と 他の親族 | 169 | 152 | 108 | 73 | 39 | 63 |
| 13. 兄弟姉妹のみ | 42 | 59 | 60 | 69 | - | 2 |
| 14. 他に分類されない 親族世帯 | 130 | 140 | 147 | 169 | 20 | 72 |
| B 非親族世帯 | 50 | 132 | 109 | 174 | 5 | 13 |
| C 単独世帯 | 2,273 | 3,177 | 3,685 | 4,567 | - | 6 |
| 世帯の家族類型「不詳」 | 0 | 8 | 2 | 7 | - | - |

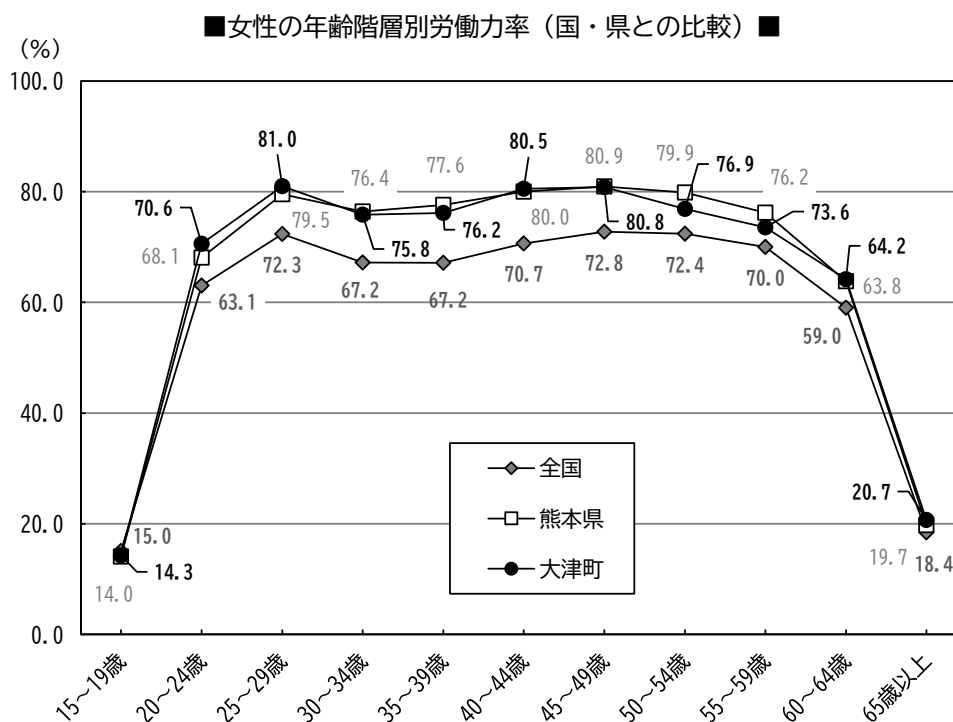
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 女性の年齢階層別労働力率

女性の年齢階層別労働力率をみると、熊本県と類似した「M字カーブ」を描いています。また、25～39歳の労働力率は70%から80%で推移しており、結婚・子育て期の女性の就業が増えていることがうかがえます。

平成27年と比較すると、すべての年齢層において令和2年の労働力率が上回っており、特に25～29歳、30～34歳では増加ポイントが高くなっています。

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

女性の年齢階層別労働力率（大津町）

（単位：％）

| 年齢 | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| H27年 | 12.1 | 69.5 | 73.2 | 69.4 | 71.7 | 74.6 | 77.1 | 75.0 | 70.1 | 55.2 | 16.6 |
| R2年 | 14.3 | 70.6 | 81.0 | 75.8 | 76.2 | 80.5 | 80.8 | 76.9 | 73.6 | 64.2 | 20.7 |

※参考 男性の年齢階層別労働力率（大津町）

| 年齢 | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| H27年 | 16.6 | 78.0 | 88.6 | 90.3 | 90.4 | 90.8 | 92.2 | 93.7 | 92.9 | 76.2 | 33.0 |
| R2年 | 17.1 | 79.1 | 86.9 | 88.6 | 90.2 | 91.7 | 91.6 | 91.2 | 90.8 | 79.7 | 36.9 |

(7) 児童虐待の相談件数

児童虐待の新規相談対応件数は、令和2年度以降増加に転じ、令和4年度からおおむね横ばいで推移しており、高止まりの傾向が見られます。

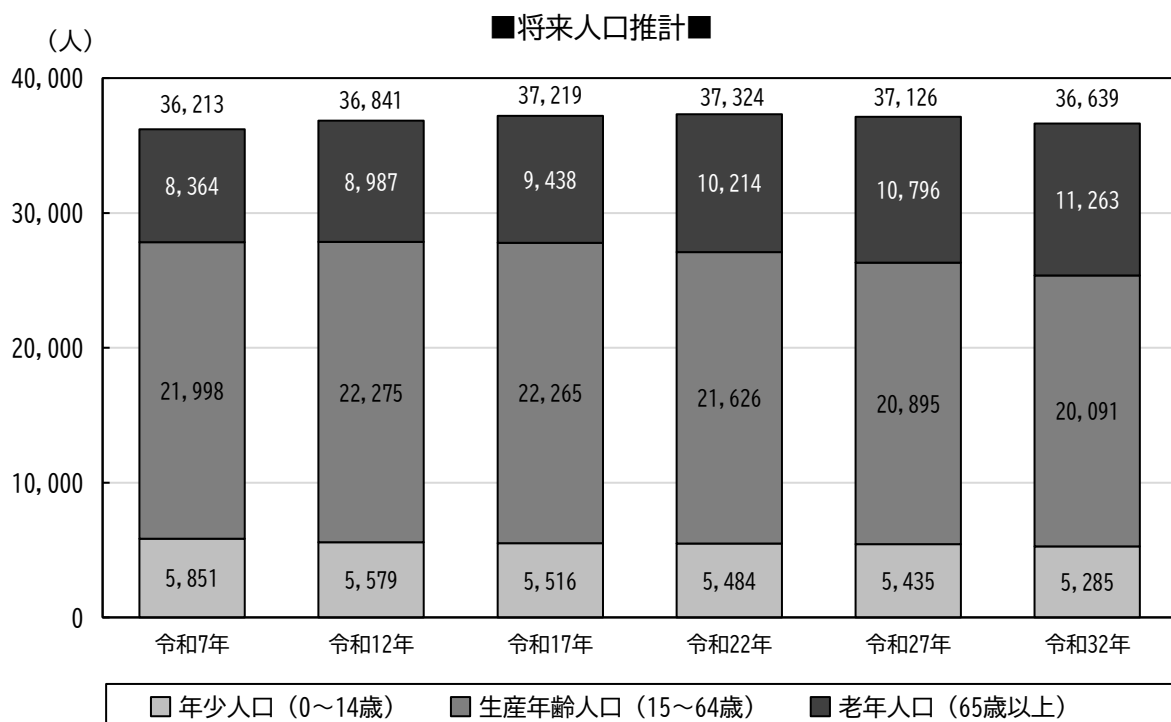
新規相談対応件数 (単位：人)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対応件数 | 209 | 166 | 191 | 223 | 216 |

資料：大津町資料（各年度3月末時点）

(8) 将来人口推計

将来人口推計をみると、令和22年まで総人口は増加し、その後減少に転じると予測されていますが、年少人口（0～14歳）をみると、今後減少し続けることが予想されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所（令和5年公表）

2. 子育て支援サービス等の現状

(1) 就学前教育・保育施設の入所児童数

①認可保育所等（2・3号認定）の入所児童数

令和6年4月1日現在、町内には認可保育園8園、認定こども園4園、小規模保育事業所4園の計16施設があり、総定員は1,364人となっています。

近年、入所対象児童数は減少していますが、保育の利用率は年々増加しています。

令和3年度以降、4月1日時点における待機児童は発生していません。

定員数、入所児童数、入所率等の推移（単位：人、か所）

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 入所対象児童数（0～5歳）A | 2,317 | | 2,214 | | 2,170 | | 2,116 | | 2,000 | |
| 町内施設数 | 15 | | 15 | | 15 | | 15 | | 16 | |
| 公立認可保育所 | 2 | | 2 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| 私立認可保育所 | 8 | | 8 | | 8 | | 7 | | 7 | |
| 私立認定こども園 | 1 | | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | |
| 私立小規模保育所 | 4 | | 4 | | 4 | | 4 | | 4 | |
| 定員 | 1,282 | | 1,272 | | 1,322 | | 1,322 | | 1,364 | |
| 入所児童数（0～5歳）B | 2号 | 3号 | 2号 | 3号 | 2号 | 3号 | 2号 | 3号 | 2号 | 3号 |
| | 796 | 566 | 776 | 568 | 804 | 531 | 796 | 546 | 760 | 564 |
| | 1,362 | | 1,344 | | 1,335 | | 1,342 | | 1,324 | |
| | 公立認可保育所 | | 公立認可保育所 | | 公立認可保育所 | | 公立認可保育所 | | 公立認可保育所 | |
| | 89 | 51 | 83 | 58 | 87 | 38 | 78 | 34 | 69 | 31 |
| | 140 | | 141 | | 125 | | 112 | | 100 | |
| | 私立認可保育所 | | 私立認可保育所 | | 私立認可保育所 | | 私立認可保育所 | | 私立認可保育所 | |
| | 666 | 452 | 652 | 449 | 654 | 417 | 563 | 380 | 525 | 384 |
| | 1,118 | | 1,101 | | 1,071 | | 943 | | 909 | |
| | 私立認定こども園 | | 私立認定こども園 | | 私立認定こども園 | | 私立認定こども園 | | 私立認定こども園 | |
| 41 | 21 | 41 | 19 | 63 | 36 | 155 | 97 | 166 | 112 | |
| 62 | | 60 | | 99 | | 252 | | 278 | | |
| 私立小規模保育所 | | 私立小規模保育所 | | 私立小規模保育所 | | 私立小規模保育所 | | 私立小規模保育所 | | |
| 0 | 42 | 0 | 42 | 0 | 40 | 0 | 35 | 0 | 37 | |
| 42 | | 42 | | 40 | | 35 | | 37 | | |
| 利用率（B/A） | 58.8% | | 60.7% | | 61.5% | | 63.4% | | 66.2% | |
| 待機児童数 | 11 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |

※2号認定：満3歳以上で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童（保育の必要性あり）

※3号認定：満3歳未満で、保護者の就労等の理由により保育を必要とする児童（保育の必要性あり）

資料：＜入所対象児童数＞住民基本台帳（各年度4月1日）

＜町内施設数＞＜定員＞＜入所児童数＞大津町子育て支援課（各年度4月1日）

＜待機児童数＞大津町子育て支援課（各年度4月1日）

②幼稚園及び認定こども園（1号認定）の入園児童数

令和6年4月1日現在、町内には公立の幼稚園1施設、私立の認定こども園が4施設、計5施設あり、総定員が403人となっています。

令和2年度から令和6年度の5年間で入園児童数、利用率ともに減少しています。

定員数、入園児童数、入所率等の推移（単位：人、か所）

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入園対象児童数（3～5歳）A | 1,198 | 1,173 | 1,141 | 1,131 | 1,041 |
| 町内施設数 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| 公立幼稚園 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| 私立幼稚園 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 私立認定こども園 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 定員 | 670 | 670 | 530 | 545 | 403 |
| 入園児童数（3～5歳）B | 339 | 336 | 275 | 260 | 193 |
| 公立幼稚園 | 154 | 138 | 113 | 115 | 26 |
| 私立幼稚園 | 102 | 109 | 0 | 0 | 0 |
| 私立認定こども園 | 83 | 89 | 162 | 145 | 167 |
| 利用率（B/A） | 28.3% | 28.6% | 24.1% | 23.0% | 18.5% |

※1号認定：満3歳以上で、教育を希望する児童（保育の必要性なし）

資料：＜入園対象児童数＞住民基本台帳（各年度4月1日）

＜町内施設数＞＜定員＞＜入園児童数＞大津町子育て支援課（各年度5月1日）



(2) 母子保健事業

①相談・保健指導等の事業の実施内容

令和6年4月に大津町こども家庭センターを開設し、妊娠・出産等に関する相談への対応や、必要に応じて関係機関につなぐなど、妊娠期から子育て期まで、伴走型で切れ目のない支援を実施しています。

母子の健康に関する事業として、妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産に臨めるよう、母子手帳交付時に、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行っています。

また、母子の産後の健康管理と、こどもの成長・発達の支援のために新生児・乳児訪問指導や乳幼児健康診査を実施しています。

さらに、保護者がこどもの成長・発達を理解し、こども自身がつ育つ力を引き出すことができるように、保護者等が学習できる機会として、乳幼児健康診査や育児相談等を実施しています。

②乳幼児健康診査の実施状況

本町では4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査を行っています。実施状況は以下のとおりです。未受診者については、電話や訪問等で受診勧奨を行い、未受診の状況把握に努めています。

乳幼児健康診査の実施状況の推移 (単位：人)

| 区分 | | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 4か月児 健康診査 | 受診 状況 | 対象者 | 288 | 351 | 299 | 327 |
| | | 受診者 | 288 | 349 | 298 | 324 |
| | | 受診率(%) | 100 | 99.4 | 99.7 | 99.0 |
| 7か月児 健康診査 | 受診 状況 | 対象者 | 287 | 311 | 347 | 321 |
| | | 受診者 | 283 | 309 | 345 | 320 |
| | | 受診率(%) | 98.6 | 99.3 | 99.4 | 99.7 |
| 1歳 6か月児 健康診査 | 受診 状況 | 対象者 | 360 | 369 | 327 | 330 |
| | | 受診者 | 360 | 361 | 325 | 328 |
| | | 受診率(%) | 100 | 97.8 | 99.4 | 99.4 |
| | むし歯有病者率(%) | 1.66 | 1.1 | 1.2 | 0.6 | |
| 3歳児 健康診査 | 受診 状況 | 対象者 | 309 | 370 | 372 | 328 |
| | | 受診者 | 307 | 367 | 369 | 323 |
| | | 受診率(%) | 99.3 | 99.19 | 99.2 | 98.4 |
| | むし歯有病者率(%) | 12.3 | 13.3 | 15.9 | 12.6 | |

(3) 生活困窮者支援に関する事業

①児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数の推移をみると、概ね 400 人程度で増減を繰り返しながら推移しています。

児童扶養手当受給者数 (単位：人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受給者数 | 388 | 390 | 392 | 391 | 396 |

資料：大津町資料（各年度12月末時点）

②就学援助認定者数

就学援助認定者数の推移をみると、認定者数は増加傾向にあり、令和5年度には528件となっています。対象となる児童生徒数における認定割合は14.0%となっています。

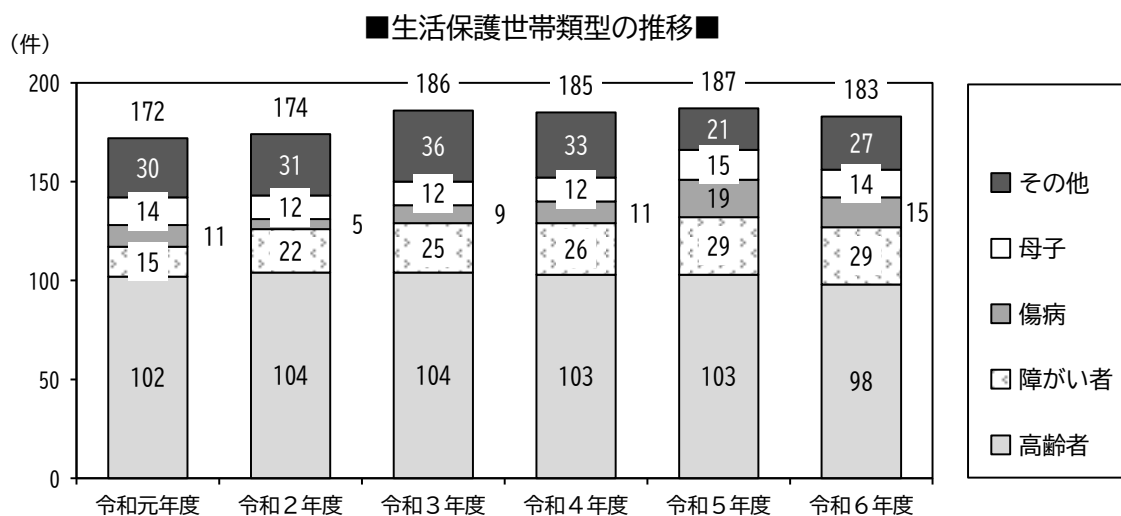
就学援助認定者数 (単位：人)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定者数 | 345 | 370 | 452 | 497 | 528 |
| 割合(%) | 9.6 | 10.1 | 12.1 | 13.2 | 14.0 |

資料：大津町資料（各年度5月1日時点）

③生活保護世帯類型の推移

生活保護世帯類型の推移をみると、合計は180件前後で推移しており、令和6年度には183件となっています。内訳では高齢者のいる世帯が最も多いですが、障がいのある方がいる世帯も増加傾向にあり、母子世帯は横ばいとなっています。



資料：大津町資料（各年度4月1日時点）

3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の実績

第2期計画（令和2～6年度）の計画見込み量に対する実績は以下の通りです。コロナ禍の影響があった事業もある中、本計画では実績を勘案しながら見込みを設定する必要があります。

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 教育・保育 | | | | | | |
| 1号認定 単位：人 | 計画 | 342 | 337 | 332 | 258 | 241 |
| | 実績 | 337 | 334 | 270 | 255 | 194 |
| 2号認定 単位：人 | 計画 | 807 | 829 | 819 | 781 | 752 |
| | 実績 | 802 | 776 | 813 | 798 | |
| 3号認定（0歳） 単位：人 | 計画 | 77 | 77 | 77 | 70 | 70 |
| | 実績 | 68 | 78 | 70 | 69 | 78 |
| 3号認定（1歳・2歳） 単位：人 | 計画 | 500 | 504 | 512 | 472 | 500 |
| | 実績 | 518 | 494 | 475 | 490 | |
| 地域子ども・子育て支援事業 | | | | | | |
| 時間外保育事業（延長保育事業） 単位：人 | 計画 | 673 | 663 | 658 | 663 | 661 |
| | 実績 | 712 | 610 | 646 | 681 | |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 単位：人 | 計画 | 795 | 827 | 884 | 878 | 887 |
| | 実績 | 776 | 753 | 772 | 813 | |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ） 単位：人／年 | 計画 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | 実績 | 0 | 7 | 22 | 0 | |
| 地域子育て支援拠点事業 単位：人日／年 | 計画 | 15,543 | 15,543 | 15,543 | 15,543 | 15,543 |
| | 実績 | 4,644 | 5,568 | 6,192 | 9,252 | |
| 一時預かり事業（幼稚園） 単位：人日／年 | 計画 | 2,476 | 2,435 | 2,402 | 14,530 | 14,530 |
| | 実績 | 4,849 | 14,365 | 11,853 | 9,847 | |
| 一時預かり事業（保育所等） 単位：人日／年 | 計画 | 512 | 512 | 512 | 512 | 512 |
| | 実績 | 352 | 293 | 343 | 277 | |
| 病児・病後児保育 単位：人日／年 | 計画 | 230 | 230 | 230 | 230 | 230 |
| | 実績 | 113 | 149 | 202 | 264 | |
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 単位：人日／年 | 計画 | 1,457 | 1,457 | 1,457 | 1,457 | 1,457 |
| | 実績 | 1,270 | 1,223 | 1,211 | 918 | |
| 利用者支援事業 単位：か所 | 計画 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 妊婦健康診査 単位：人 | 計画 | 374 | 375 | 374 | 378 | 380 |
| | 対象者 | 366 | 328 | 350 | 304 | |
| | 実績 | 366 | 328 | 350 | 303 | |
| 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 単位：人 | 計画 | 374 | 375 | 374 | 378 | 380 |
| | 対象者 | 349 | 359 | 309 | 310 | |
| | 実績 | 314 | 345 | 308 | 309 | |

4. こども・若者や子育て当事者の意見のとりまとめ

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、子育て世帯及びこども・若者たちの生活状況や、望んでいることなどを把握するために、令和6年3月11日～3月25日にかけてアンケート調査を実施しました。各種調査の概要については以下の通りです。

| 調査種別 | 対象者 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|------------|-------------|--------|------|-------|
| ニーズ調査 | 就学前児童保護者 | 1,500件 | 640件 | 42.7% |
| | 小学生保護者 | 500件 | 207件 | 41.4% |
| 生活状況調査 | 小学5年生・中学2年生 | 800件 | 753件 | 94.1% |
| | 上記対象者の保護者 | 800件 | 387件 | 48.4% |
| 子ども・若者世代調査 | 15～39歳の若者 | 750件 | 183件 | 24.4% |
| 保育士調査 | 町内に勤務する保育士 | 250件 | 136件 | 54.4% |

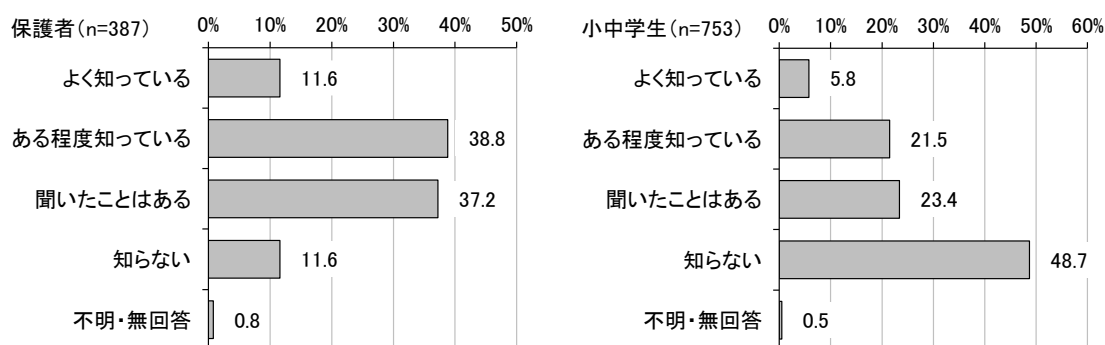
(2) 各種アンケート調査の結果

各種調査による結果及び分析内容は次のとおりです。

① 「こどもの権利」の認知度について

〔対象：小学5年生・中学2年生、その保護者〕

「こどもの権利」について、保護者では「ある程度知っている」が38.8%と最も多く、小中学生では「知らない」が48.7%と最も多くなっています。

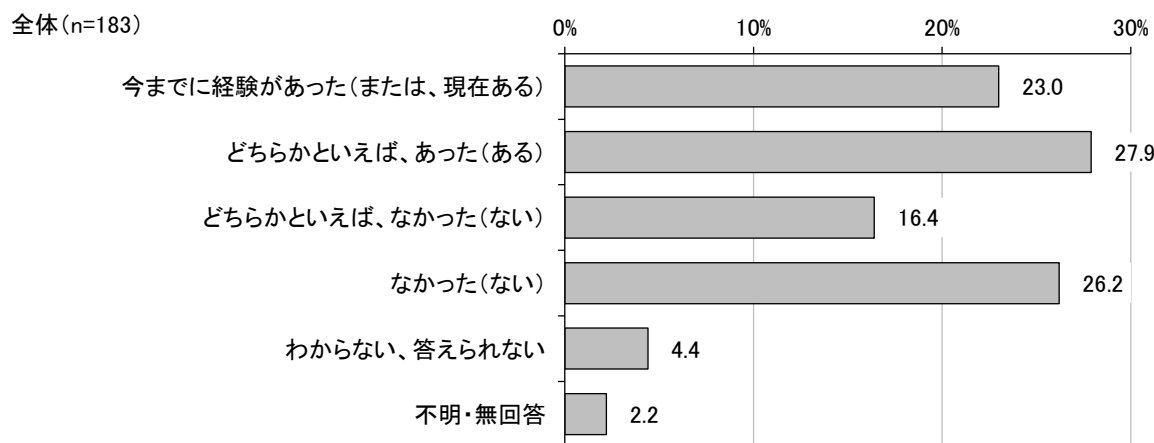


資料：令和6年 生活状況調査

④社会生活や日常生活を円滑に送れなくなった経験の有無について

I 【対象：15～39歳の若者】

「どちらかといえば、あった(ある)」が27.9%と最も多く、次いで「なかった(ない)」が26.2%、「今までに経験があった(または、現在ある)」が23.0%となっています。



資料：令和6年 子ども・若者世代調査

II 【対象：Iの質問で「今までに経験があった(または、現在ある)」「どちらかといえば、あった(ある)」と回答した人】

社会生活や日常生活を円滑に送れなくなった主な原因については、a～cの種別ごとに以下の回答となりました。

a. 自分自身について

「精神的に不安定になることがある」が44.1%、「人づきあいが苦手」が39.8%、「人とのコミュニケーションが苦手」が35.5%の順になっています。

| 単位：% | 人とのコミュニケーションが苦手 | 人づきあいが苦手 | 精神的に不安定になることがある | 精神的な病気がある | 身体的な病気・ケガがある | 妊娠・出産について | 何事も否定的に考えてしまう | 仕事や学業がうまくいかない | 恋愛や交際がうまくいかない | 悩みや不安などが相談できな | その他 | 特にな | 不明・無回答 |
|----------|-----------------|----------|-----------------|-----------|--------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|------|-----|--------|
| 全体(n=93) | 35.5 | 39.8 | 44.1 | 10.8 | 11.8 | 15.1 | 32.3 | 23.7 | 8.6 | 16.1 | 15.1 | 4.3 | 0.0 |

b. 学校について

原因が「特にない」が 35.5%と最も多く、原因があるとした回答では、「いじめを受けた」が 19.4%、「友達との関係が悪い」が 14.0%の順となっています。

| 単位：% | 成績が悪い、授業についていけない | 先生との関係が悪い | 友達との関係が悪い | 校則に合わせるのが嫌 | 集団行動が苦手 | いじめを受けた | 体罰やハラスメントを受けた | 小学校時代の不登校 | 中学校時代の不登校 | 高校時代の不登校 | |
|----------|------------------|-------------------------|----------------------|------------|---------|---------|---------------|-----------|-----------|----------|--------|
| 全体(n=93) | 10.8 | 5.4 | 14.0 | 7.5 | 11.8 | 19.4 | 5.4 | 8.6 | 8.6 | 4.3 | |
| 単位：% | 不登校 | 大学等(専門学校、短期大学、短大、高校、中退) | 門大学、短大、高専、専門学校、高校の中期 | 中学受験の失敗 | 高校受験の失敗 | 大学受験の失敗 | 不本意な入学 | その他 | 特にない | わからない | 不明・無回答 |
| 全体(n=93) | 2.2 | 3.2 | 0.0 | 2.2 | 3.2 | 3.2 | 4.3 | 35.5 | 6.5 | 5.4 | |

c. 仕事・職場について

原因が「特にない」が 24.7%と最も高く、原因があるとした回答では、「本当に自分がやりたい仕事ではない」が 20.4%、「ハラスメントを受けた」が 18.3%の順となっています。

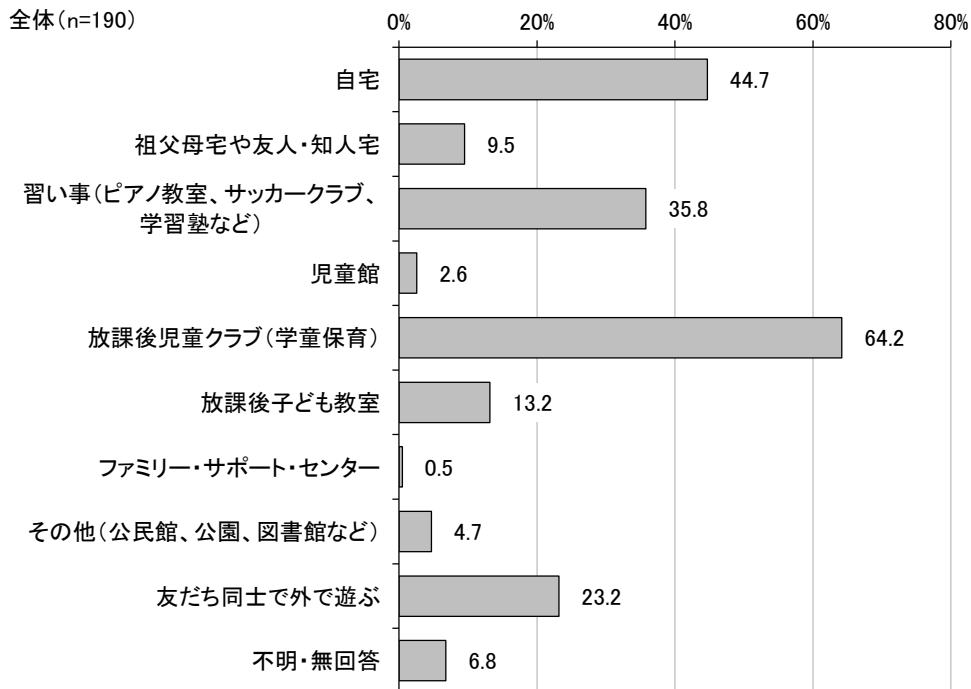
| 単位：% | 職場になじめない | 悪い上司や同僚との関係が | 就職に失敗 | 職場を退職 | 職場を解雇 | 仕事上でのミス | 仕事の量や内容が自分の能力を超えている | いじめを受けた | ハラスメントを受けた |
|----------|----------|--------------|---------|-------|-------|---------|---------------------|---------|------------|
| 全体(n=93) | 8.6 | 14.0 | 6.5 | 7.5 | 1.1 | 16.1 | 15.1 | 5.4 | 18.3 |
| 単位：% | 働きたくない | 間が必要 | 「充電」の期間 | いわる | 必要 | 「充電」の期間 | 働きたくない | 働きたくない | 働きたくない |
| 全体(n=93) | 16.1 | 15.1 | 16.1 | 8.6 | 20.4 | 6.5 | 24.7 | 7.5 | 6.5 |

資料：令和6年 子ども・若者世代調査

⑤放課後の居場所について

I-a 〔対象：就学前児童保護者〕

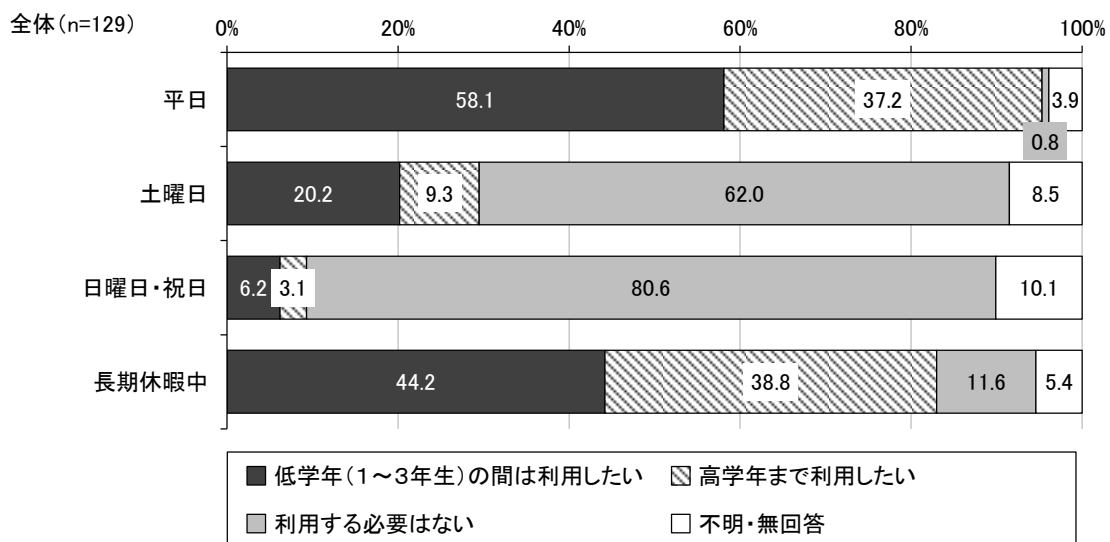
こどもが小学生になった時、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した就学前保護者が 64.2%と最も多く、次いで「自宅」が 44.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 35.8%となっています。



資料：令和6年 ニーズ調査

I-b 〔対象：I-aの質問で「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した就学前児童保護者〕

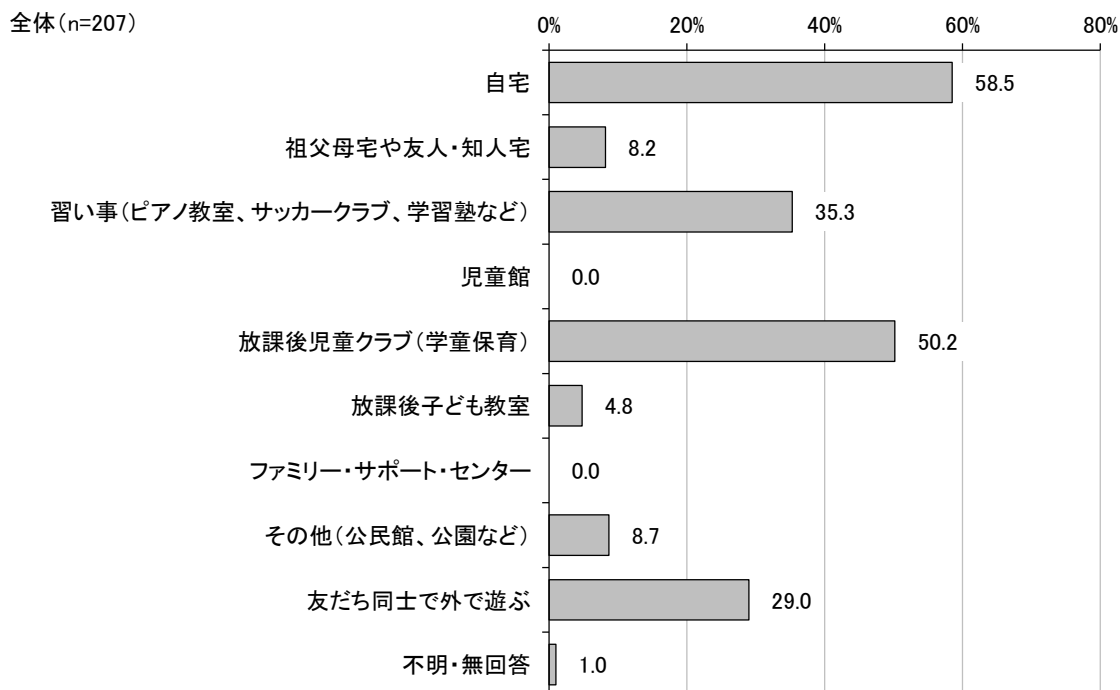
平日以外では長期休暇中のニーズが高く、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が 44.2%、「高学年まで利用したい」が 38.8%と回答しています。



資料：令和6年 ニーズ調査

II-a 〔対象：小学生保護者〕

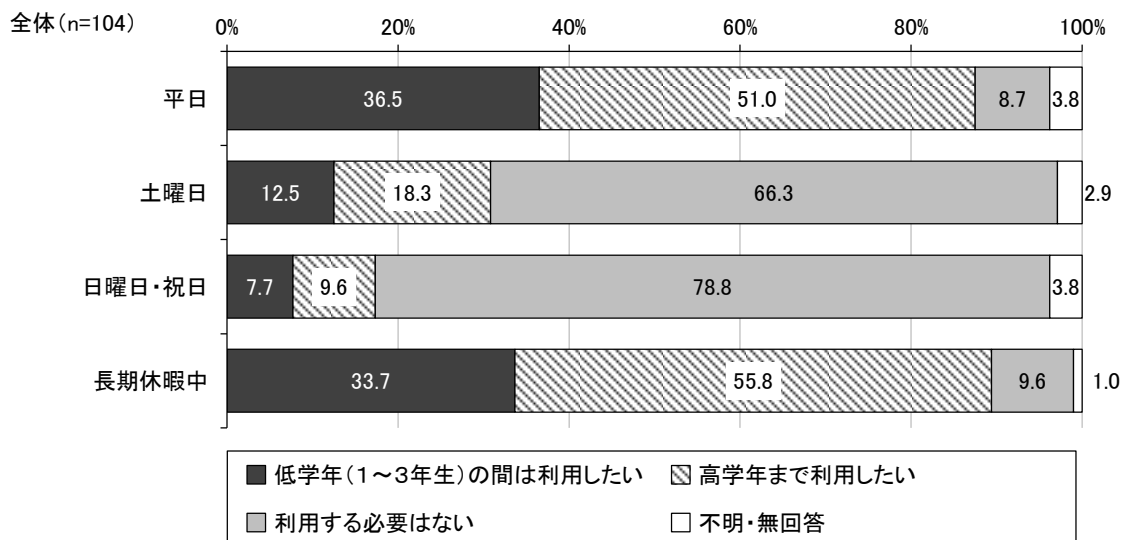
こどもが放課後の時間をどのような場所で過ごしているか（過ごさせたいか）について、「自宅」と回答した小学生保護者が 58.5%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 50.2%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 35.3%となっています。



資料：令和6年 ニーズ調査

II-b 〔対象：II-aの質問で「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した小学生保護者〕

平日以外では長期休暇中のニーズが高く、「長期休暇中に低学年（1～3年生）の間は利用したい」が 33.7%、「高学年まで利用したい」が 55.8%と回答しています。

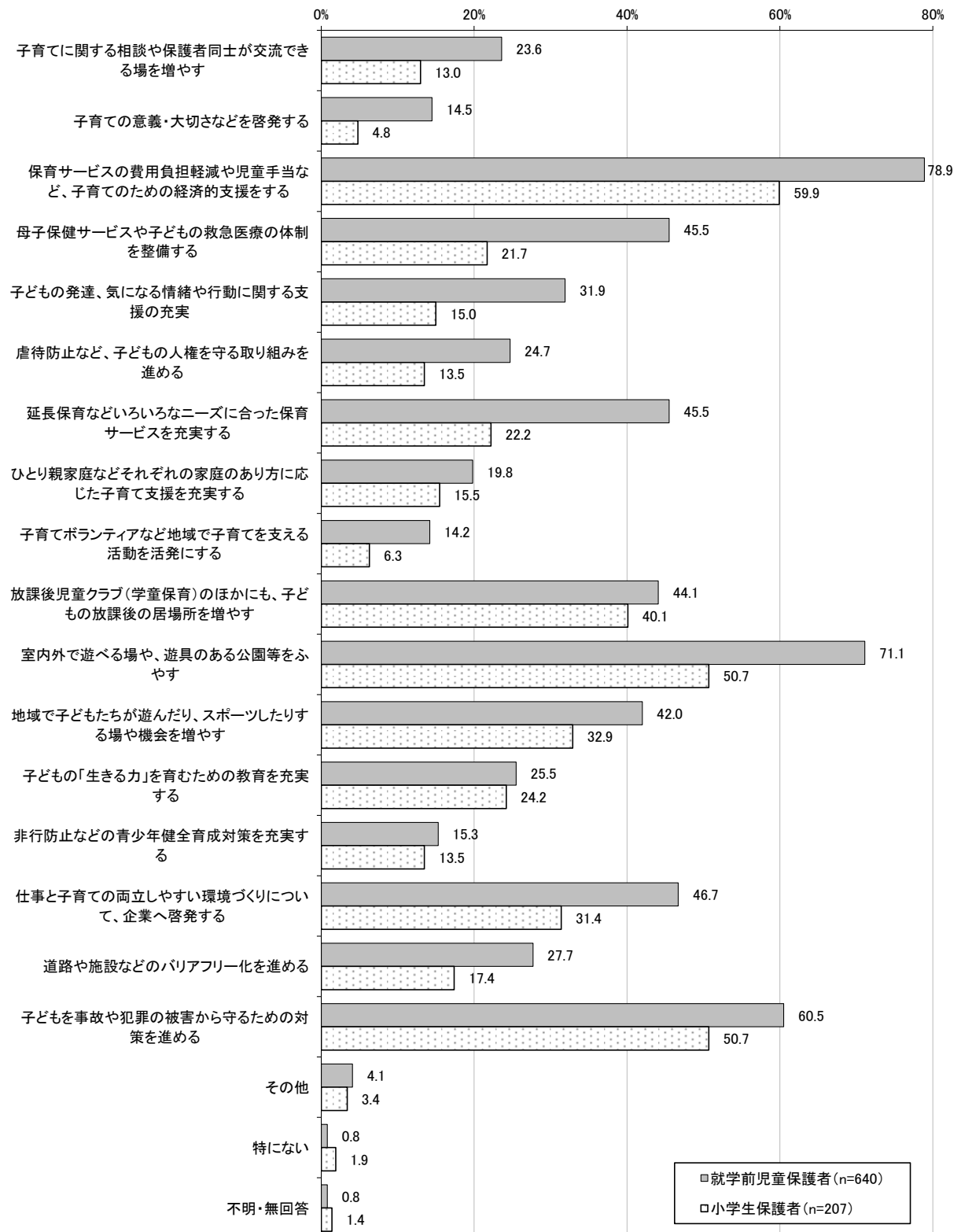


資料：令和6年 ニーズ調査

⑦町に期待する子育て支援について

〔対象：就学前児童保護者・小学生保護者〕

こどもを健やかに生み育てるために、町に期待することについては、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」が最も多く、次いで「室内外で遊べる場や、遊具のある公園等をふやす」、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」となっています。

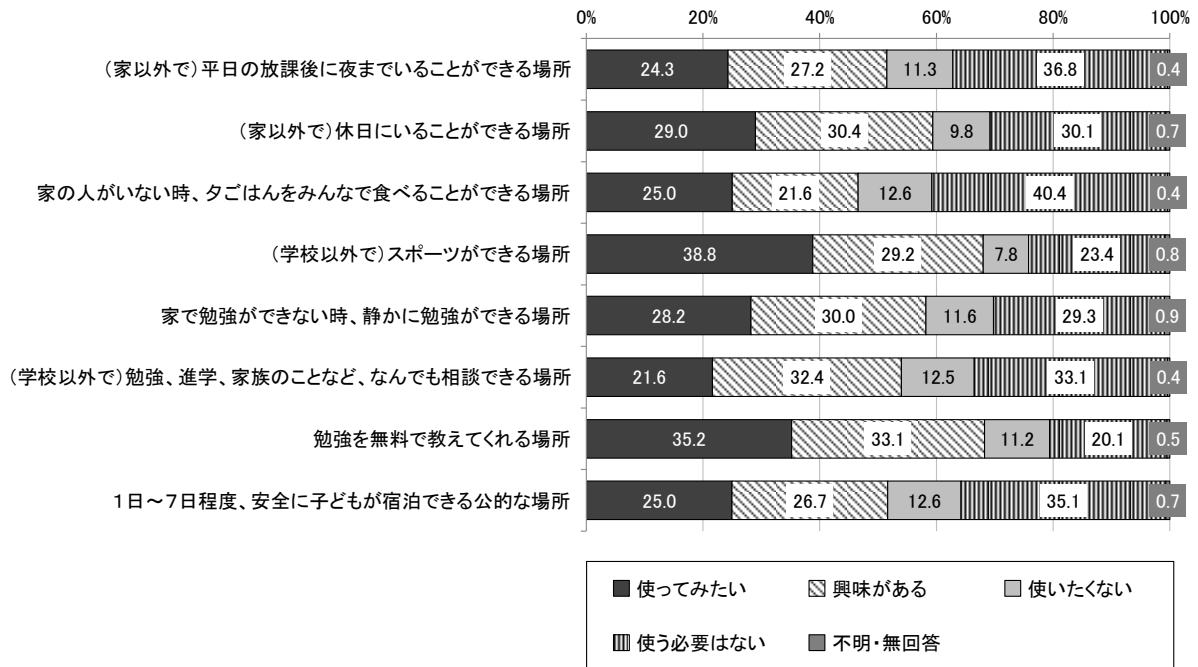


資料：令和6年 ニーズ調査

⑧利用してみたい場所について

〔対象：小学5年生・中学2年生〕

以下のような場所があれば利用してみたいかという質問において、「(学校以外で) スポーツができる場所」と答えた小中学生が最も多く38.8%、次いで「勉強を無料で教えてくれる場所」が35.2%、「(家以外で) 休日にいることができる場所」が29.0%となっています。

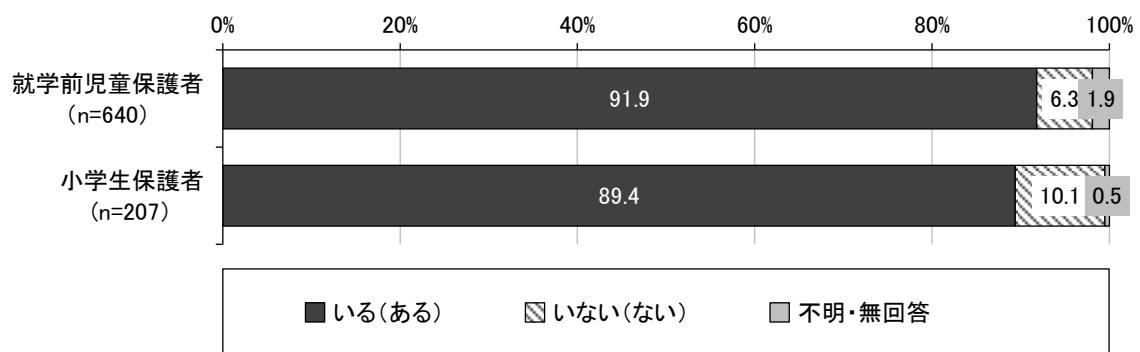


資料：令和6年 生活状況調査

⑨相談や悩みについて

I 〔対象：就学前児童保護者・小学生保護者〕

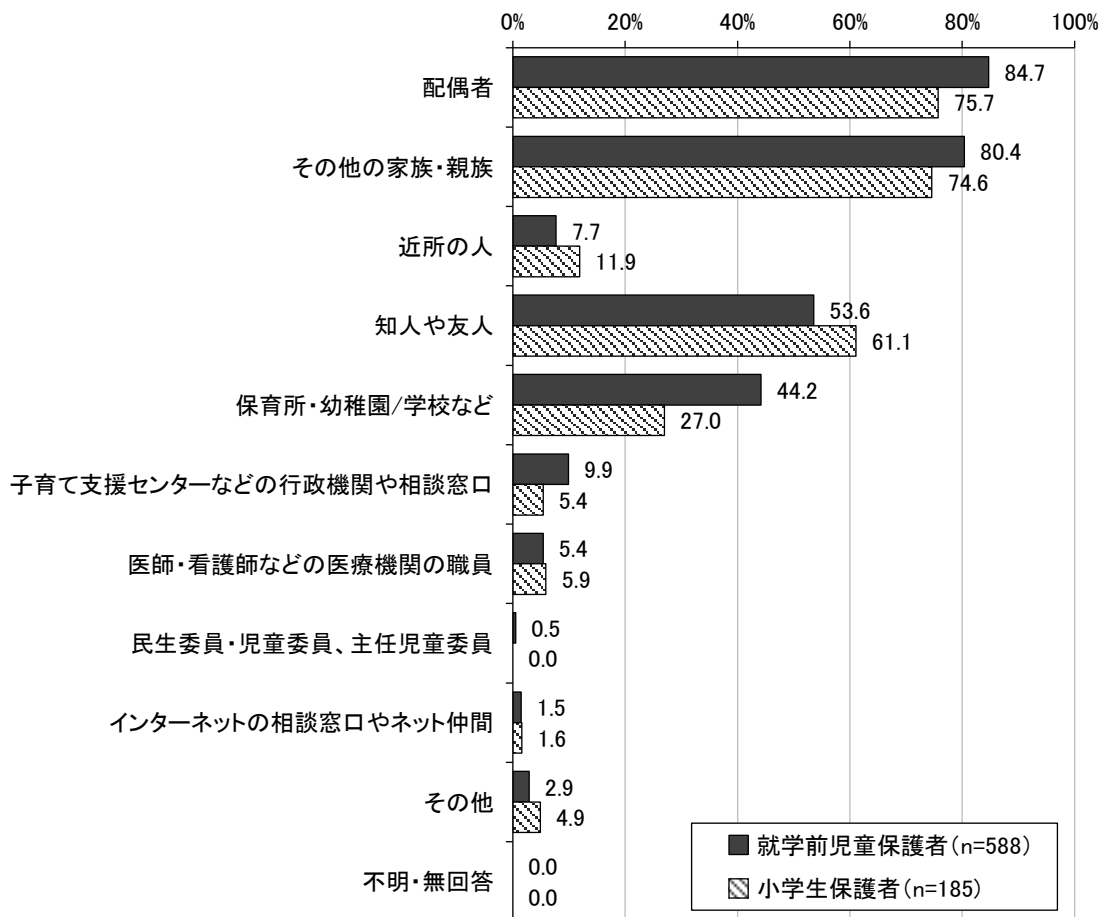
子育て(教育を含む)をするうえで、気軽に相談できる人(場所)の有無については、就学前児童保護者の6.3%、小学生保護者の10.1%が「いない(ない)」と回答しています。



資料：令和6年 ニーズ調査

Ⅱ 【対象：就学前児童保護者・小学生保護者】

子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人（場所）については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「配偶者」が最も多く、次いで「その他の家族・親族」、「知人や友人」となっています。

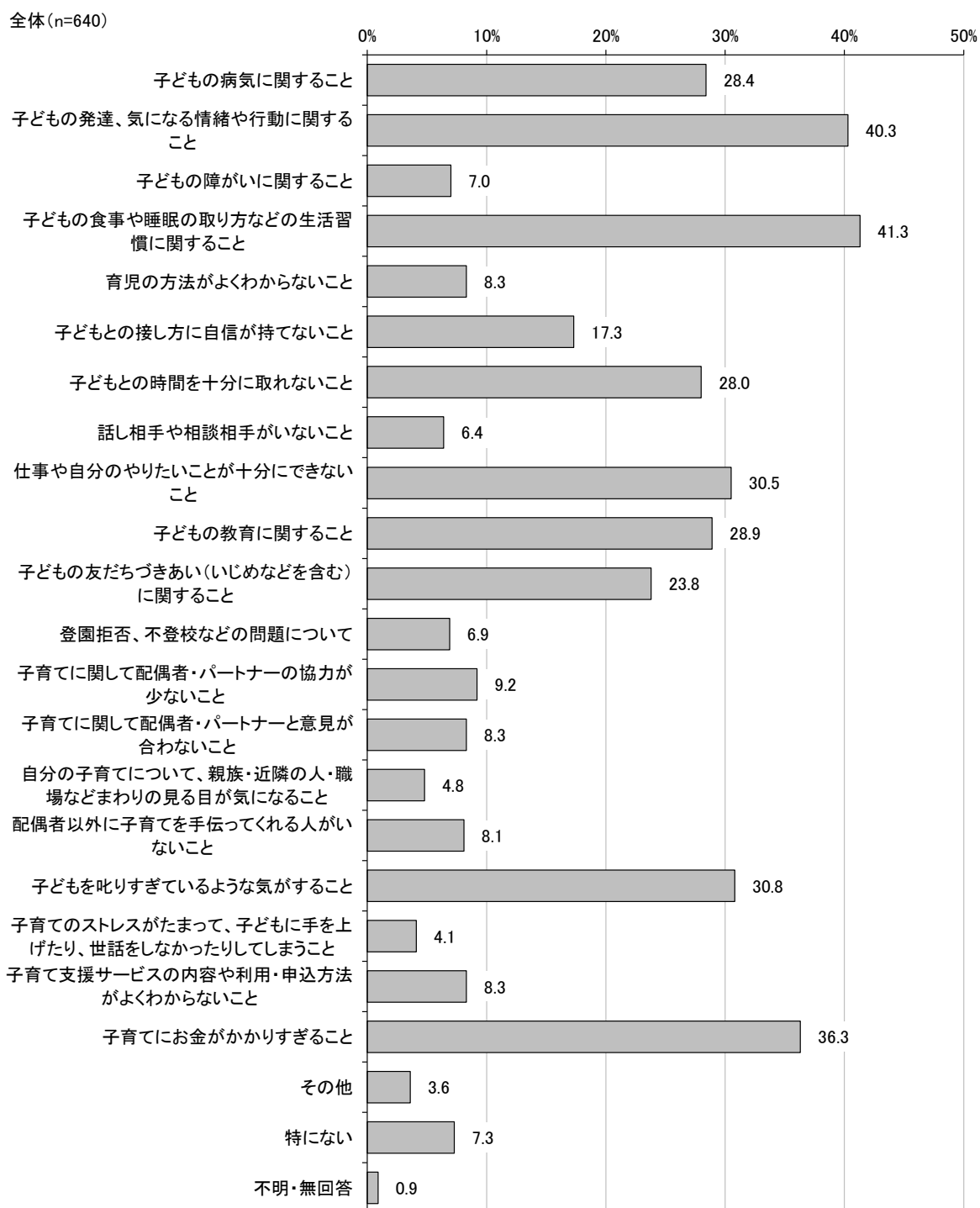


資料：令和6年 ニーズ調査



Ⅲ 〔対象：就学前児童保護者〕

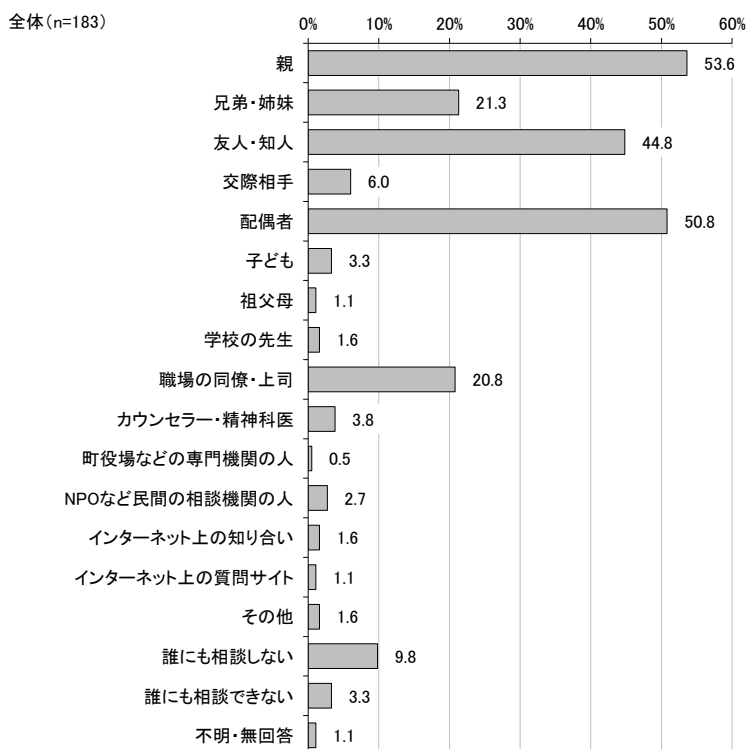
就学前児童保護者の子育てに関する悩みについては、「子どもの食事や睡眠の取り方などの生活習慣に関すること」が41.3%と最も多く、次いで「子どもの発達、気になる情緒や行動に関すること」が40.3%、「子育てにお金がかかりすぎること」が36.3%となっています。



資料：令和6年 ニーズ調査

IV 【対象：15～39歳の若者】

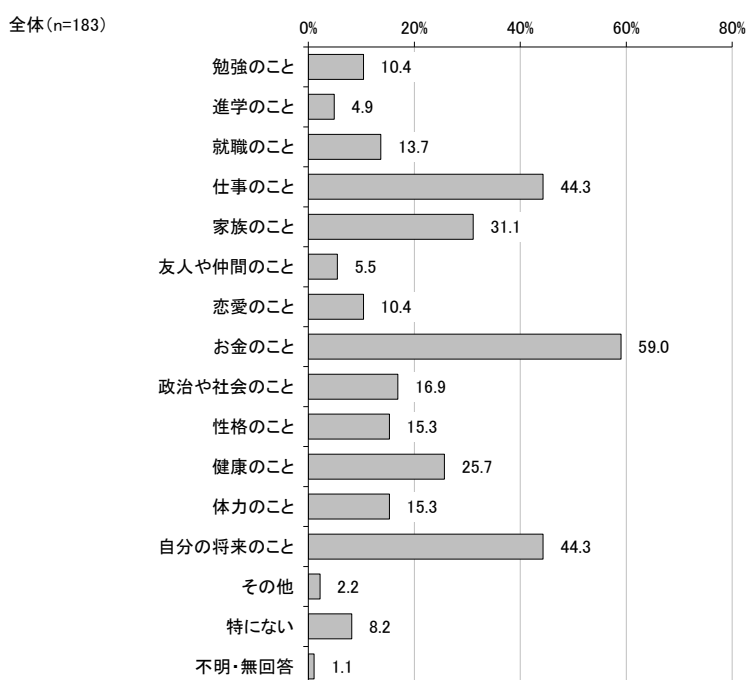
若者世代の悩み事の相談先について「親」が53.6%と最も多く、次いで「配偶者」が50.8%、「友人・知人」が44.8%となっています。一方で「誰にも相談しない」「誰にも相談できない」の合計が13.1%となっています。



資料：令和6年 子ども・若者世代調査

V 【対象：15～39歳の若者】

若者世代の悩みや心配事について、「お金のこと」が59.0%と最も多く、次いで「仕事のこと」「自分の将来のこと」が44.3%となっています。



資料：令和6年 子ども・若者世代調査

⑩家庭の経済状況について

I 〔対象：小学5年生・中学2年生の保護者〕

過去1年の間に、経済的理由で、次のような経験をしたことがあるかについて、全体では「家族旅行を控えた」が最も多くなっています。世帯所得別にみると、所得段階が低いほど「食費をきりつめた」「必要な服や靴を買うのを控えた」「家族の祝い事を控えた」が多くなっています。

※等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のことです。

| 単位：% | | 食費をきりつめた | 電気が止まった、水道など | 医療機関を受診できなかった | 税金の支払いが滞った | 家賃やローンの支払いが滞った | 電話などの通信料の支払いが滞った | 必要な服や靴を買うのを控えた | 冠婚葬祭の付き合いを控えた | 家族の祝い事を控えた | 家族旅行を控えた | 不明・無回答 |
|-------------------|--------------------|----------|--------------|---------------|------------|----------------|------------------|----------------|---------------|------------|----------|--------|
| 全体(n=387) | | 36.2 | 0.5 | 3.6 | 5.9 | 2.8 | 3.1 | 30.0 | 6.5 | 11.4 | 44.4 | 41.6 |
| 等価可処分所得 (世帯所得) | 中央値以上 (n=154) | 26.0 | 0.6 | 1.9 | 1.9 | 1.3 | 1.3 | 16.2 | 1.9 | 3.9 | 33.1 | 54.5 |
| | 中央値未満 (n=126) | 45.2 | 0.0 | 4.8 | 11.1 | 3.2 | 4.0 | 41.3 | 10.3 | 15.9 | 61.9 | 22.2 |
| | 中央値の半分未満 (n=26) | 73.1 | 0.0 | 11.5 | 3.8 | 7.7 | 7.7 | 69.2 | 11.5 | 34.6 | 57.7 | 23.1 |

資料：令和6年 生活状況調査

II 〔対象：小学5年生・中学2年生の保護者〕

過去1年の間に、経済的理由で、こどもが希望したにも関わらず、次のような経験をしたことがあるかについて、世帯所得別にみると、所得段階が低いほど「お小遣いを渡せなかった」「必要な服や靴を買えなかった」「習い事に通えなかった」「学習塾に通えなかった」「誕生日等の祝い事を祝えなかった」が多くなっています。

| 単位：% | | 医療機関を受診できなかった | 本や絵本が買えなかった | お小遣いを渡せなかった | 必要な服や靴を買えなかった | 遠足や修学旅行に参加できなかった | 習い事に通えなかった | スポーツクラブや部活動に参加できなかった | 学習塾に通えなかった | 誕生日等の祝い事を祝えなかった | 地域行事に参加できなかった | 不明・無回答 |
|-------------------|--------------------|---------------|-------------|-------------|---------------|------------------|------------|----------------------|------------|-----------------|---------------|--------|
| 全体(n=387) | | 0.3 | 2.8 | 13.7 | 10.1 | 0.0 | 7.5 | 3.6 | 8.0 | 2.8 | 1.6 | 77.0 |
| 等価可処分所得 (世帯所得) | 中央値以上 (n=154) | 0.0 | 1.9 | 6.5 | 6.5 | 0.0 | 3.9 | 1.9 | 3.9 | 0.0 | 0.6 | 86.4 |
| | 中央値未満 (n=126) | 0.8 | 4.0 | 20.6 | 11.9 | 0.0 | 7.9 | 5.6 | 11.1 | 3.2 | 4.0 | 69.8 |
| | 中央値の半分未満 (n=26) | 0.0 | 3.8 | 30.8 | 23.1 | 0.0 | 23.1 | 7.7 | 19.2 | 11.5 | 0.0 | 46.2 |

資料：令和6年 生活状況調査

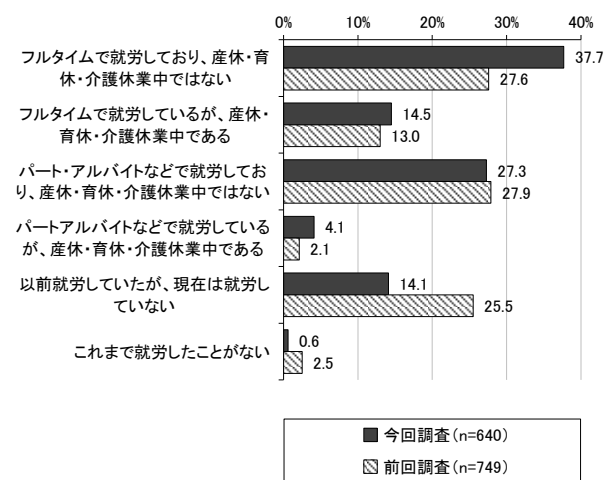
⑪保護者の就労状況について

〔対象：就学前児童保護者・小学生保護者〕

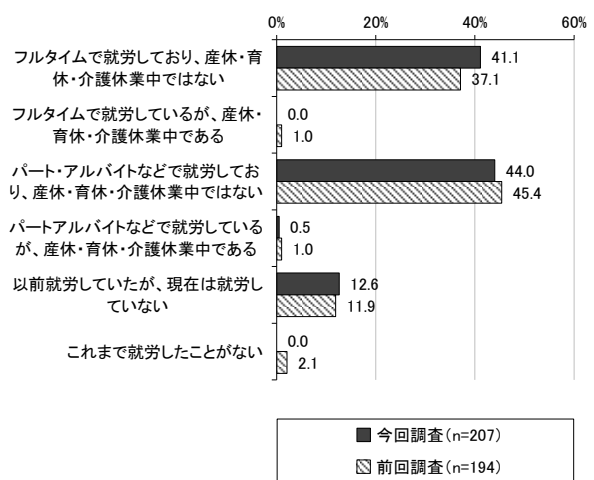
就学前児童保護者の母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.7%と最も多く、次いで「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.3%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である」が14.5%となっています。

小学生保護者の母親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）については、「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が44.0%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が41.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が12.6%となっています。

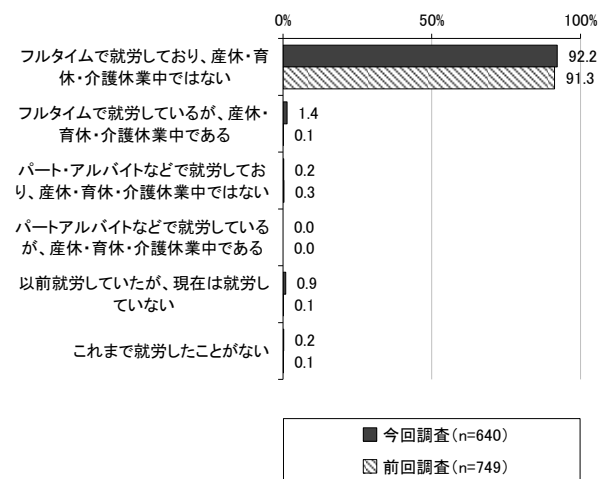
母親（就学前児童保護者）



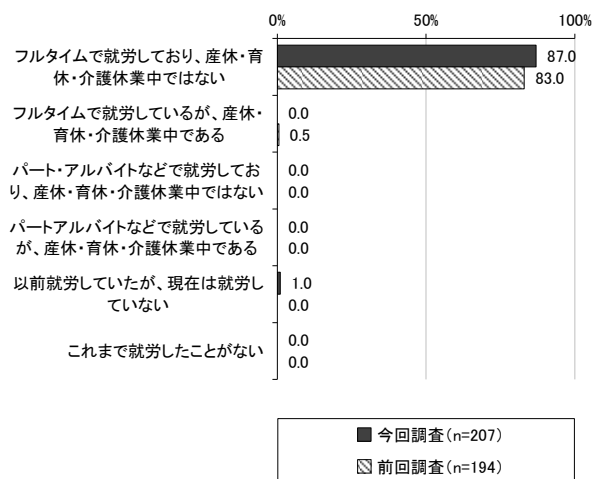
母親（小学生保護者）



父親（就学前児童保護者）



父親（小学生保護者）



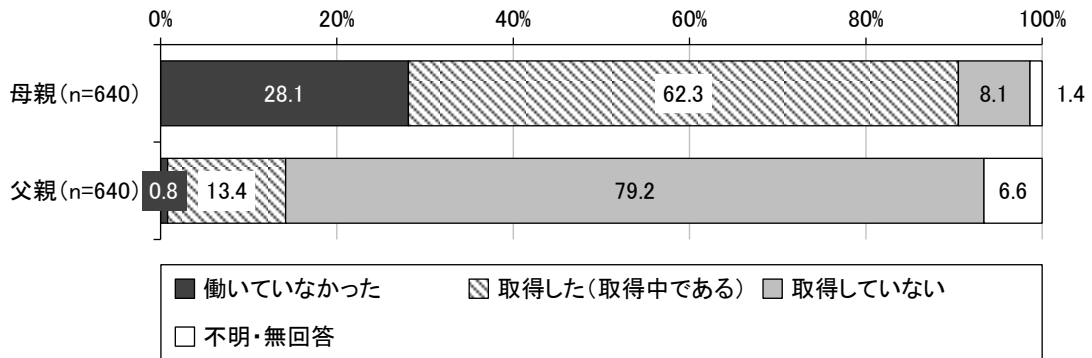
資料：令和6年 ニーズ調査

⑫育児休業について

〔対象：就学前児童保護者〕

育児休業の取得状況については、母親については、「取得した（取得中である）」が62.3%と最も多く、次いで「働いていなかった」が28.1%となっています。

父親については、「取得していない」が79.2%と最も多くなっています。

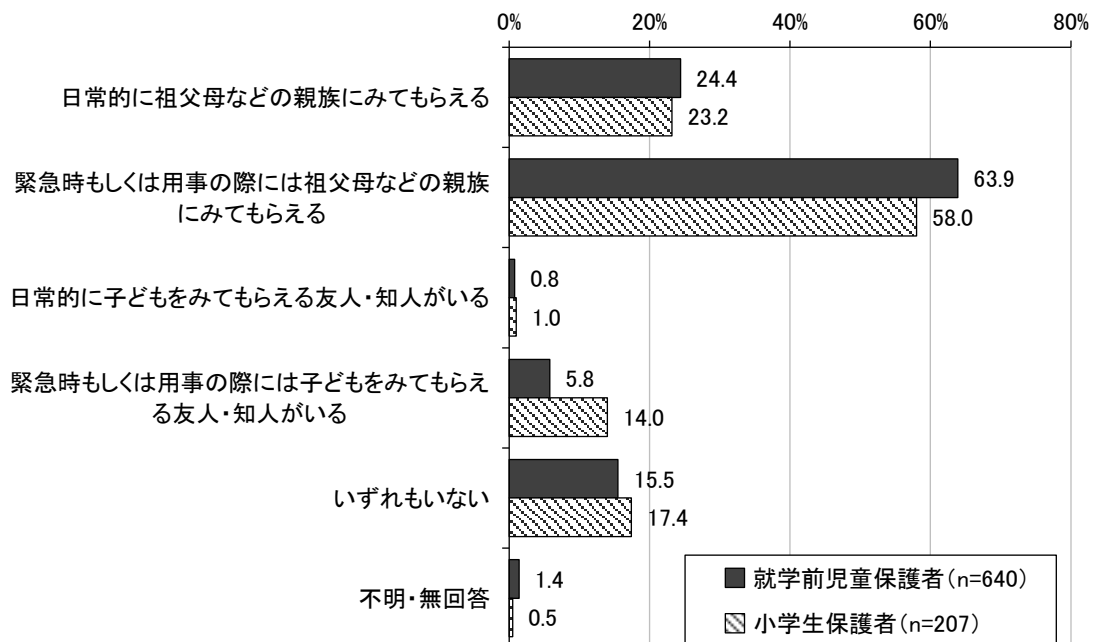


資料：令和6年 ニーズ調査

⑬子どもを見てもらえる環境について

〔対象：就学前児童保護者・小学生保護者〕

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が最も多く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」、「いずれもない」となっています。



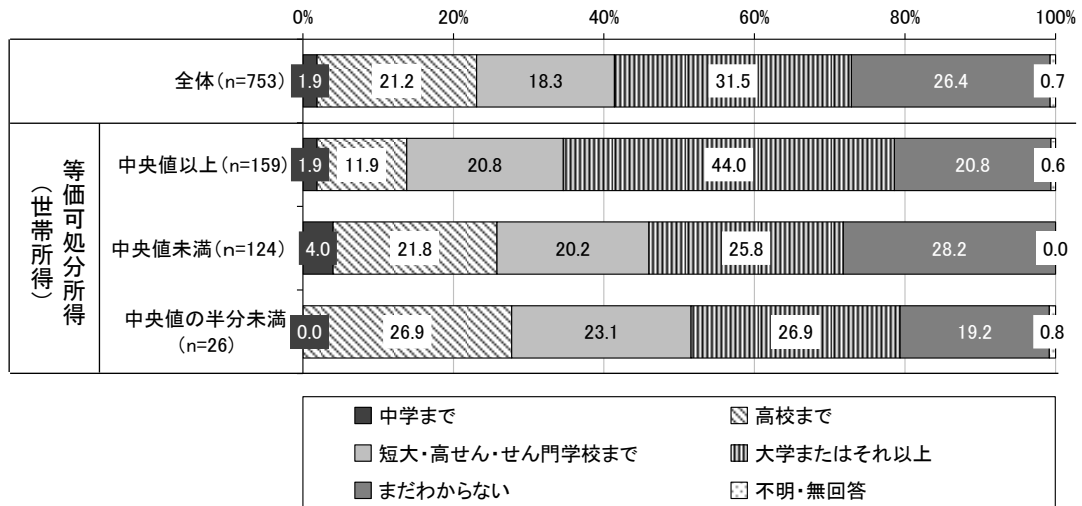
資料：令和6年 ニーズ調査

⑭こどもの進学について

I 【対象：小学5年生・中学2年生】

将来の進学希望について、全体では「大学またはそれ以上」が31.5%と最も多く、次いで「まだわからない」が26.4%、「高校まで」が21.2%となっています。

世帯所得別にみると、所得段階が低いほど「高校まで」が多くなっています。また、中央値以上において「大学またはそれ以上」が多くなっています。

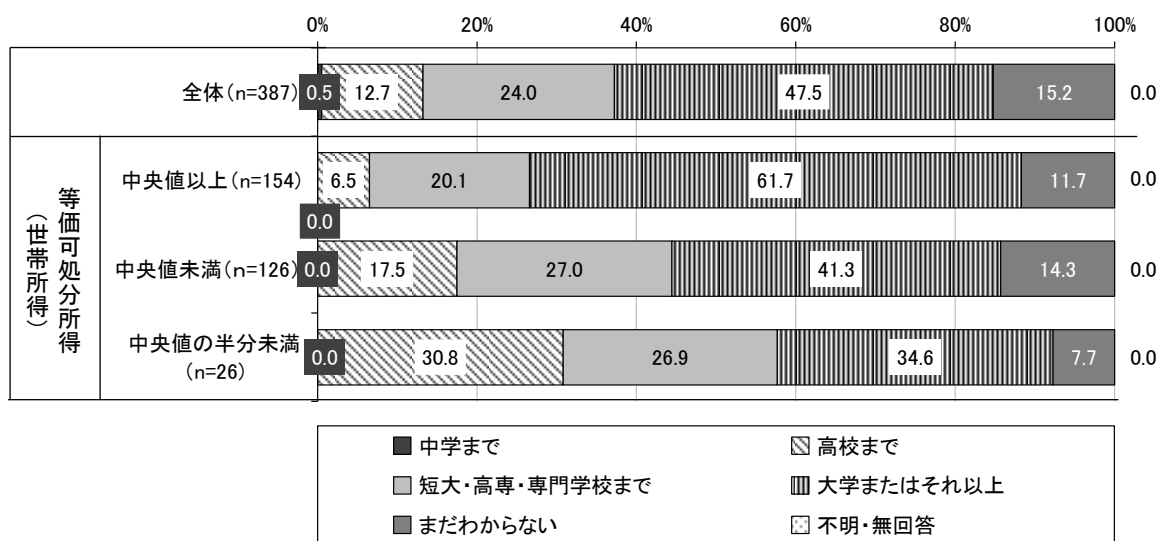


資料：令和6年 生活状況調査

II 【対象：小学5年生・中学2年生保護者】

こどもに、どの段階までの教育を受けさせたいと考えているかについて、全体では「大学またはそれ以上」が47.5%と最も多く、次いで「短大・高専・専門学校まで」が24.0%、「まだわからない」が15.2%となっています。

世帯所得別にみると、所得段階が低いほど「高校まで」が多く、「大学またはそれ以上」が少なくなっています。

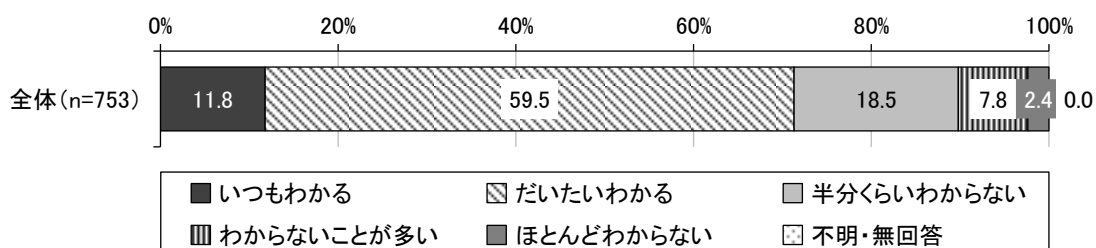


資料：令和6年 生活状況調査

⑮こどもの学習の理解度について

I 【対象：小学5年生・中学2年生】

学校の授業がわからないことがあるかについては、全体では、「だいたいわかる」が59.5%と最も多く、次いで「半分くらいわからない」が18.5%、「いつもわかる」が11.8%となっています。



資料：令和6年 生活状況調査

II 【対象：Iの質問で「半分くらいわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」を選んだ人】

いつごろから、授業がわからなくなったと思うかについては、全体では、「中学1年生」が29.2%と最も多く、次いで「中学2年生」が20.8%、「小学5年生」が17.6%となっています。

| 単位：% | 小学1年生 | 小学2年生 | 小学3年生 | 小学4年生 | 小学5年生 | 小学6年生 | 中学1年生 | 中学2年生 | 不明・無回答 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 全体(n=216) | 2.8 | 2.8 | 6.9 | 14.4 | 17.6 | 0.9 | 29.2 | 20.8 | 4.6 |

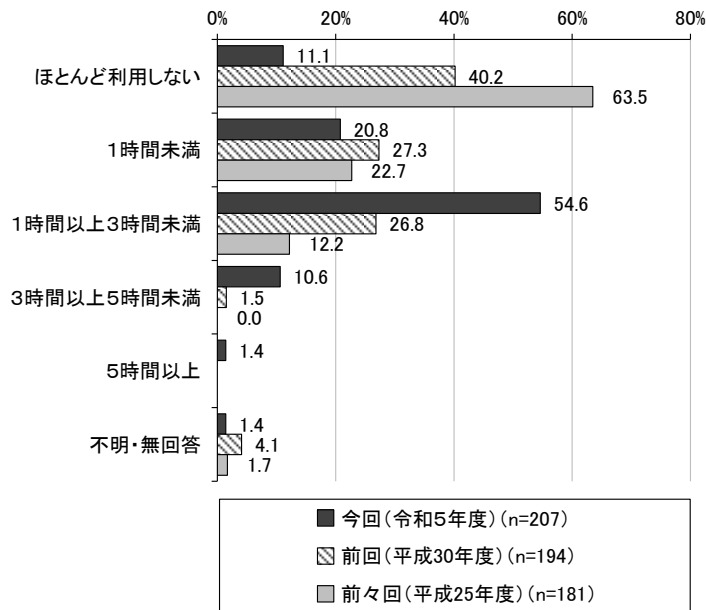
資料：令和6年 生活状況調査

⑩こどものパソコンやスマートフォンの利用時間について

〔対象：小学生保護者〕

「1時間以上3時間未満」が54.6%と最も多く、次いで「1時間未満」が20.8%、「ほとんど利用しない」が11.1%となっています。

前回及び前々回調査との比較では、「ほとんど利用しない」が大きく減少しています。



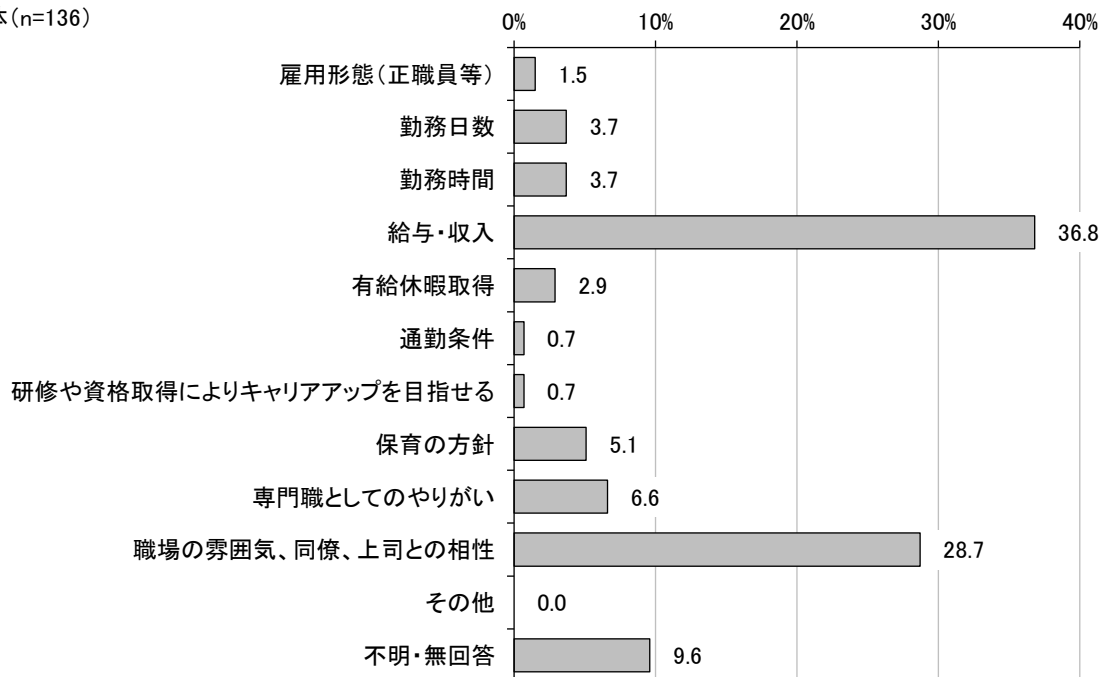
資料：令和6年 ニーズ調査

⑪保育士の仕事で重視することについて

〔対象：町内に勤務する保育士〕

保育士として働くために、もっとも重視することについては、「給与・収入」が36.8%と最も多く、次いで「職場の雰囲気、同僚、上司との相性」が28.7%、「専門職としてのやりがい」が6.6%となっています。

全体(n=136)



資料：令和6年 保育士調査

⑱自由回答で多くみられた意見（抜粋）

各種調査の自由回答において、多く挙げられた意見は次のとおりです。

【経済的支援について】

- ・給食費・副食費の無償化
- ・保育料の減額・無償化
- ・低所得、非課税世帯のみでなく、子育て世帯全体への経済的支援
- ・不妊治療費の助成（体外受精、所得制限撤廃など）

【公園整備、遊び場、娯楽施設等】

- ・公園を増やしてほしい（ボールを使って遊べる公園、遊び場を魅力的にしてほしい等）
- ・大きな公園がほしい
- ・公園の遊具の修繕、大型遊具の整備
- ・子連れで楽しめるショッピングモールの誘致

【道路や町の整備、交通安全】

- ・通学路や歩道の整備、通学路の見直し、安心安全な通学への取り組み
- ・企業の進出、交通量の増加に伴う住環境の変化への不安
- ・公共交通機関の充実

【こどもの預け先への不安・不満・要望】

- ・保育士の処遇改善
- ・入りたい保育園に入れなかった
- ・保育園に入れるか心配
- ・土曜や日曜も保育園で預かってほしい（リフレッシュでも）

【教育、学校】

- ・給食の内容が不満
- ・通学バスの整備
- ・部活動に代わる放課後の活動、学校内クラブ活動
- ・先生の負担が大きいため、長時間労働の改善、先生の人数を増やす

【子育て支援、若者への支援】

- ・天候に左右されない室内の遊び場がほしい
- ・児童館について（少ない、利用しづらい、古い、遠い、もっとアピールを）
- ・支援センターが利用しづらい
- ・各小学校区にここーずのような第三の居場所がほしい
- ・若者への施策や支援に何があるのかわかりづらいので、周知してほしい

(3) ヒアリング及びワークショップの概要

本計画の策定にあたり、より詳細なこどもや若者の意見を拾い上げるためにヒアリングとワークショップを実施しました。なお、それぞれの概要については以下の通りです。

①ヒアリング調査

| | |
|------|--|
| 調査対象 | 町内の放課後児童クラブ・教育支援施設・第三の居場所 ①ジョイキッズクラブ・コスモキッズクラブ ②しらかわっこなかよしクラブ・しらかわっこわくわくクラブ ③大津町教育支援センター ④こども第三の居場所 COCO-Z |
| 調査日 | 令和6年8月20日(火) |
| 参加者数 | ①小学生児童7人 ②小学生児童6人 ③施設職員1人 ④施設職員4人 合計：18人 |

②ワークショップ

| | |
|------|----------------------------|
| 対象者 | 町内在住の小学生4年生～高校3年生 |
| 開催日時 | 令和6年10月20日(日) 13時半から15時半まで |
| 開催場所 | 大津町役場2階会議室 201AB |
| テーマ | こどもの居場所についてみんなで考えよう！ |
| 参加者数 | 9名(小学生4人、中学生4人、高校生1人) |

(4) ヒアリング及びワークショップの結果

ヒアリング及びワークショップの結果概要は次のとおりです。

①こどもや若者の権利に関すること

- ・家の中でお手伝いをするために、遊びに行けなかったりすることがある。(小学生)
- ・学校でいじめはあまりない。(小学生)
- ・いじめが原因で学校に通えなくなるこどもは多少あるものの、最近はなんとなく学校に行きたくなかったり、学校で他の人と関わることが嫌で学校に通いづらいというこどもが増えている。(施設職員)
- ・校則がなんでそのルールで決められているのかわからないものは理由を説明してほしい。(小学生)

②子どもや若者の居場所に関すること

- ・運動やスポーツなどができる、思い切り体を動かせる広い場所や公園がほしい。(小学生)
- ・友だちと話しながら過ごせる場所がほしい。飲食などでもできる場所がほしい。(小学生)
- ・友だちと話しながら勉強できる場所がほしい。(小学生)
- ・雨の日でも友達と遊べる場所がほしい。(小学生)
- ・大人にしばられずリラックスできる場所がほしい。(小学生)
- ・教育支援センターやCOCO-Zに通う子どもたちの多くは、学校で問題があったわけではなく、なんとなく人間関係で違和感を覚えたり、周りとうまく接することができないから行きたくないという状況があるため、学校に行きづらい子どもや困難を抱えている子どもたちの多くが、人と関わったり、人に話を聞いてもらえる場所を求めている。(施設職員)
- ・COCO-Zでは小学生のこどもの受け入れが主となっており、今後は中高生の居場所の充実が必要である。(施設職員)
- ・野外の体験活動などができる機会もほしい。(施設職員)
- ・買い物やご飯などがなんでもできるような商業施設がほしい。(小学生)

③子どもや若者の悩みや相談に関すること

- ・保護者や先生に相談したくない内容のことが相談できる場所がほしい。(小学生)
- ・いじめがあった時に頼れる場所がほしい。(小学生)
- ・子どもが遊んでいる間に親が休めたり、リラックスできるような施設があったらいい。(小学生)

④子どもの学校や教育に関すること

- ・学校に通いづらい子どもたちへの教育支援のための居場所づくりや学校との連携体制の強化が必要。(施設職員)
- ・学習支援に向けては、民間の学習塾との連携なども、今後は必要ではないか。(施設職員)
- ・学校における教育で様々な体験や自分のチャレンジしたいことができるようにしてほしい。(施設職員)
- ・学校の施設を綺麗で使いやすいものしてほしい。(小学生)
- ・学校給食を充実させてほしい。(小学生)

5. 大津町の子ども、若者や子育て当事者を取り巻く課題

これまでの統計データや実績、町民や子どもからの意見を踏まえて考えられる課題は以下の通りです。

(1) 子ども・若者の権利について

「こども基本法」「こども大綱」においては、社会全体が子どもや若者を権利の主体として認識し、活躍できる環境を整備することが、今後のまちづくりにおいて最も重要であるとされています。また、子どもや若者、子育て世帯を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、それぞれが抱える悩みや課題も複雑化しています。しかし、子育て世帯の核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、悩みや課題を抱えても相談先がなく抱え込んでしまうケースも増加しつつあります。

以上の背景から、子ども・若者の権利に関する課題は次の通りです。

- ・保護者のみならず、子ども自身の「こどもの権利」に関する認識が低い。
- ・子ども・若者が気軽に意見を表明できる機会が少ない。
- ・児童虐待の相談件数増加への対応。
- ・転入者が増加し、コミュニティが多様化したことによる防犯・防災上の不安が高まっている。

(2) 子ども・若者、子育て当事者の居場所について

今回おこなったアンケートやヒアリング、ワークショップでは、子どもだけではなく保護者からも「遊び場」や「居場所」に関するニーズが多くあげられています。「こども基本法」「こども大綱」においても、すべての子ども・若者が安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることが重要とされていることから、子ども・若者の居場所づくりは、本計画において重要な事項となります。

また、居場所づくりで重要となるのは、施設整備だけでなく、子どもや若者、子育て当事者が人々と交流できたり、多様な経験を積むことができたりする環境を整備することです。

以上の背景から、子ども・若者、子育て当事者の居場所に関する課題は次の通りです。

- ・子どもからも保護者からも遊び場所や放課後過ごす場所に関するニーズは非常に高いため、子どもが安心して過ごせる場所を質的にも量的にも確保することが必要。
- ・家庭や学校を居場所と感じられない、安心できる居場所はないと感じている子ども・若者もいることから、子ども・若者が日常生活で多くの時間過ごす場所が、安全かつ安心な居場所だと感じられるよう取り組んでいくことが必要。
- ・学校に通いたくないという子どもが増加しており、まずは自宅から外に踏み出し、学びや交流を得られる環境づくりが必要である。
- ・経済的な理由等により、本来成長にとって必要な体験活動が出来ていない子ども・若者もいる。

(3) 地域における子ども・若者、子育て世帯への支援について

子どもや若者、子育て世帯の孤立化や、複雑な課題を抱えるケースの増加が見られる中で、悩みや相談を受け止め、支援につなげる体制づくりが重要となっています。そのためには、既存の体制だけでなく、分野横断的に支援をつなげる体制づくりなどにも取り組み、適切な支援へ迅速につなげることが必要です。

さらに、近年の物価高騰などによって、子育て世帯全体で経済的に厳しい状況がみられます。子どもの医療費の無償化など、既存の取り組みを継続しながら、さらなる支援施策についても検討が必要です。

以上の背景から、地域における子ども・若者、子育て世帯への支援に関する課題は次の通りです。

- ・子育ての悩みの相談相手がいない保護者が一定数おり、子育ての孤立化が懸念される。
- ・子どもから、保護者や学校以外の相談先を求める意見が出ている。
- ・子どもや若者の日常生活の中で、スマートフォン等の利用時間が増えており、SNS等の正しい使い方や、生活リズムの影響への対応が求められる。
- ・経済的な支援に対するニーズが高くなっている。

(4) 乳幼児期～若者世代までの切れ目のない支援について

「こども大綱」においても「子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことが重要であると位置付けられており、それぞれのタイミングで保健・福祉・教育にどう取り組んでいくのか、そのビジョンを明確に整理し、展開していくことが求められています。

そのため、乳幼児期や妊産婦に対する保健事業、小学生から高校生における多様な学びを受けられる教育環境、若者世代の就労や学びと定住支援などを個別におこなうのではなく、包括的な取り組みとして、ライフステージを伴走しながら支援できる体制づくりが必要です。

以上の背景から、乳幼児期から若者世代までの切れ目のない支援をおこなうための課題は次の通りです。

- ・育児休業の取得状況が父母で大きく差があり、誰もが取得しやすい環境づくりが必要。
- ・出生数をはじめ、年少人口の予測が難しい中、保育や各子育て支援策の量を常に確保する必要がある。
- ・保育園や認定こども園等の施設だけでなく、さまざまな場面において、子どもを安心して見てもらえる環境形成の重要度が高まっている。
- ・すべての子どもにとってより良い教育の充実を求める意見が多い。
- ・行政や公的機関が発信する情報が若者世代に十分に届いていないため、情報の発信方法の検討と強化が必要。
- ・若者の結婚および出産に関する支援や、定住を促進するための環境が整っていない。
- ・保育の現場の労働環境において、事務作業や処遇に対する不満の意見が多い。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

全国的には人口減少社会の中、本町は人口が増加している地域ですが、将来にわたって持続可能で、活力ある地域であるためには、現在本町に住んでいる人、特にこども・若者が引き続き本町に住み、まちづくりを積極的に担っていくことがポイントとなります。

今回、本町が目指す「こどもまんなか大津」とは、すべてのこども・若者が、安心できる居場所で、夢や希望を持って、等しく健やかに成長することができ、社会を生き抜く力を身に付け、悩みを相談できる人や場所があり、将来にわたり幸せで豊かな生活を送ることができる社会です。

そのうえで、「引き続き住みたい場所」、そして町外在住者も含め「定住し家庭生活の基盤を築く場所」として本町が選択されることが、持続可能で活力ある地域につながり、ひいては、全町民にとって居場所があり、幸せで豊かな生活の実現につながります。

そこで、次の内容を本計画の基本的な考え方とします。

- ・こども・若者が主役であり、権利の主体として社会全体から認識され、最善の利益が確保される、「こどもまんなか大津」を実現すること。
- ・すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、人生100年時代を生き抜いていく基礎を培う様々な学びや体験をすることができ、自己肯定感や自己有用感を持ちながら幸せな状態（Well-being）で成長していくこと。
- ・子育てが孤立化したり、こどもが困難な状況に置かれたりしないよう、相談しやすい環境、そして、関係機関の連携強化により、支援が行き届く環境を整備すること。
- ・大津町に現在住んでいるこども、若者、子育て世帯が生活しやすく、就労・結婚・妊娠・出産・子育てしやすい地域であること。
- ・上記内容の実現のため、こどもや若者が社会で活躍していけるよう、ライフステージの各段階において、家庭、保健、福祉、教育（学校）そして地域が相互につながり、連携し、切れ目のない、そして誰一人取り残されることのない支援体制（制度による医療・保健・福祉、制度の隙間を補完する地域福祉）の構築を図ること。

そのうえで、本計画の基本理念を以下のように設定し、施策に取り組んでいきます。

<基本理念>

こども・若者をまんなかに 夢を持ち一緒に育つまち

みんなの居場所 幸せおおづ

2. 計画の基本目標

基本理念の実現を目指すために、以下の基本目標を掲げて施策を推進します。

(1) こども・若者の権利が保障され、夢や希望の実現につなげる

「こどもまんなか社会」の実現を目指すうえで、最も大切にしなければならないことは、こども・若者が守られる対象であるだけでなく、「権利の主体」として社会全体から認識され、こども・若者の最善の利益を確保する取り組みを進めることです。こども・若者が多種多様な課題や悩みを抱えながら生きていく中で、安心できる生活環境のもと、自らの夢や希望を叶えることができる社会、つまり「こどもまんなか大津」の実現に努めていきます。

(2) こども・若者・子育て当事者の居場所をつくり、自立と社会参加を支援する

アンケートやヒアリング結果から、こどもや若者、子育て当事者は、それぞれの事情に応じた「居場所」を求めていることが確認できます。こども・若者にとっては、年齢に応じて様々な遊びや体験を通じて成長できる場所であり、悩みを相談でき、社会とつながることができる場所、そして、子育て当事者にとっては、子育てについて相談したり、親子で一緒に過ごしたりできる場所をつくることで、こども・若者、そして子育て当事者が生活しやすいまちを目指します。

(3) こども・若者・子育て当事者が抱える課題の解消に向けた支援体制を強化する

こどもの貧困やヤングケアラー問題をはじめ、最近の福祉分野に関する相談は、複雑かつ複合化した課題を背景とした内容が多く、課題を1つ1つ紐解きながら、関係機関（保健・福祉・教育等）が連携し、役割分担して支援しています。特に、増加傾向にある児童虐待に関する事案においては、核家族の増加に伴い、子育ての孤立化も懸念される中、ローリスク段階での予防・啓発とともに虐待等ハイリスク事案の早期発見・早期対応に向けた、関係機関との連携と支援体制強化に向けて取り組みます。

(4) ライフステージに応じた切れ目ない支援をする (乳幼児期～若者世代・妊娠出産期までの支援)

これまでの子育て支援の取り組みにおいても「切れ目のない支援」は重要な項目であり、これまでも乳幼児期から小学生への切れ目ない保健・福祉の取り組みを進める体制づくりに努めていました。今後は、それを次代の親になるまで伴走できるような支援体制として構築し進めることを目指します。

また、教育分野においても保育園・認定こども園等から小学校、小学校から中学校への接続などが重要視されています。保健・福祉・教育が連携し、ライフステージに応じて切れ目のない、そして誰一人取り残されることのない支援体制の構築を図ります。

3. 施策の体系

基本目標に基づき、本計画では以下のように施策を展開し、こども・若者および子育て当事者への支援を行います。

| | | |
|--------------------|---|---|
| 1. ライフステージ共通施策 | (1) こども・若者の権利が保障され、夢や希望の実現につなげる | <ul style="list-style-type: none"> ①「こどもの権利」の理解促進と普及啓発 ②こどもの意見表明・参加の促進 ③児童虐待防止 ④自殺対策や犯罪等からこども・若者を守る取り組み |
| | (2) こども・若者・子育て当事者の居場所をつくり、自立と社会参加を支援する | <ul style="list-style-type: none"> ①生涯を通じた学びへの取り組み ②体験活動の推進 ③地域における居場所づくり活動の推進 ④地域のコミュニティ形成 |
| | (3) こども・若者・子育て当事者が抱える課題の解消に向けた支援体制を強化する | <ul style="list-style-type: none"> ①総合的な相談体制の構築 ②様々な背景を抱える家庭への支援 ③経済的支援 ④障がい児・医療的ケア児への支援 |
| 2. ライフステージごとの施策 | (1) 乳幼児期の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ①乳幼児の健康保持 ②育児への支援 ③保育環境の充実 |
| | (2) 児童・生徒への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ①学校教育の充実と環境整備 ②不登校、いじめ対策等の推進 ③こどもの健康保持と保健対策 |
| | (3) 若者世代への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ①社会参加や就労に向けた支援の推進 ②高等教育への支援 ③結婚支援の推進 |
| | (4) 妊娠出産期の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ①妊産婦及び子育て世帯への支援 ②母親の健康保持 |

第4章 施策の方向性

1. ライフステージ共通施策

(1) こども・若者の権利が保障され、夢や希望の実現につなげる

①「こどもの権利」の理解促進と普及啓発

令和5年4月に施行された「こども基本法」の周知啓発を図ることで、保護者をはじめ、こども自身も「こどもの権利」についての理解を深める取り組みを推進します。そして、「大津町人権教育・啓発基本計画」に基づき、住民全体に向けて各種人権啓発の取り組みを進めるとともに、こどもたちが人権について学び、人権意識を持てるよう教育の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------|---|--------------------------|
| 「こどもの権利」普及啓発 | 「こどもの権利」について、こども自身や保護者、町民すべてに理解を促せるよう、情報発信に努めます。 | 子育て支援課 学校教育課 人権推進課 |
| 人権普及啓発事業 | 広報紙を使った情報周知をはじめ、人権のまちづくり懇談会などを通じて町民へ広く人権啓発を行います。 | 人権推進課 |
| 人権教育の充実 | こどもたちが互いに協力し、優しさと思いやりの心を持てるよう、幼児教育・学校教育等において、人権教育の充実を図ります。 | 子育て支援課 学校教育課 |
| 人権啓発福祉センター | こどもの健全育成、福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権啓発福祉センターの運営を行います。 | 人権推進課 |
| 合理的配慮の普及啓発 | 合理的配慮の提供に向け、企業や各種団体への情報提供や啓発に取り組みます。また、相談・通報等があった場合には、適切に配慮が提供されるよう対応します。 | 福祉課 |

②こどもの意見表明・参加の促進

子どもの権利条約の基本的な考え方において、こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮することが明記されています。こどもの意見が尊重され、社会に参加できるようにするために、こどもが意見を表明できる機会を確保します。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|----------------|--|----------------|
| こどもの意見把握 | 町の計画策定などのタイミングや、今後の方針を検討する際等に、アンケートやヒアリング、ワークショップなどを通じて、こどもや若者の意見を把握する取り組みを積極的に行います。 | 子育て支援課 関係各課 |
| 大津町ジュニアリーダー夢議会 | 町内の中学校・県立学校の代表生徒が町の取り組みを学び、今後の施策について、町長や教育長に対して議会形式で提言する取り組みです。今後も主権者教育の推進を図ります。 | 学校教育課 関係各課 |

③児童虐待防止

虐待からこどもと保護者を救うためには、地域社会や家庭の理解と協力が不可欠です。近年、児童虐待は本町においても高止まりの傾向にあり、夫婦不和による家庭内暴力（DV）による心理的虐待等の問題も深刻化しつつあります。虐待はこどもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、適切かつ迅速な対応が求められています。本町においても、虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、相談窓口や相談体制を整備し、関係機関と連携した支援等に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---------------|--|-----------------|
| こども家庭センター | 児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべてのこども、妊産婦、子育て世帯に切れ目のない支援ができるよう、不安や悩み事を一緒に考え、各関係機関と連携し、必要な情報の提供や寄り添い支援を包括的に実施します。 | 子育て支援課 健康保険課 |
| 要保護児童対策地域協議会 | 児童虐待ケースに対応するため、関係機関との適切な連携のもとで早期発見、早期対応、適切な支援を行うとともに児童虐待の予防に努めます。 | 子育て支援課 関係各課 |
| 虐待防止に関する周知・啓発 | 広報やSNSなどを通じて児童虐待の予防についての理解を深めるとともに、こども・若者本人や周りの大人からの通告や相談方法等について周知します。 | 子育て支援課 関係各課 |
| 相談支援体制の強化 | 児童虐待が疑われる場合、迅速に対応し、その後のこどもと保護者それぞれへの支援体制の強化を図ります。 | 子育て支援課 関係各課 |

④自殺対策や犯罪等から子ども・若者を守る取り組み

近年、子どもや若者の自殺が社会的な問題となっています。本町においても、悩みを抱え、相談することができず抱え込んでしまっている子どもや若者がいます。そこで、こころの健康を維持できるよう「大津町健康づくり推進計画」における「自殺対策計画」に基づく取り組みを推進します。

また、スマートフォン等の普及に伴い、SNS等の利用によるいじめや犯罪などが問題となっています。アンケートにおいても、事故や犯罪の被害から子どもを守るための対策を求める保護者の意見が多くありました。子どもたちを有害環境から守るため、インターネットに対する理解を深め、適切な利用ができるよう家庭や学校、関係機関や地域と連携しながら、安全意識を高めるとともに、子どもが安心安全な環境で生活できるよう対策等を進めます。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|------------------------|--|---------------|
| こころの健康の周知・教育 | 広報紙やホームページを利用した「こころの健康」についての啓発、周知を行います。 | 健康保険課 |
| ゲートキーパーの養成 | ゲートキーパーに関するパンフレット等の配布や県等が実施するゲートキーパー養成研修の周知などを行います。 | 健康保険課 |
| 関係機関との連携によるセーフティネットの構築 | 関係機関とのケース会議等を通じて、児童・生徒の支援体制とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係機関と連携した取り組みを図ります。 | 学校教育課 関係各課 |
| 児童・生徒のSOSの出し方の啓発 | 児童・生徒が悩みを抱えた際に、周囲の人にSOSを出す方法について学校生活等を通じて啓発します。 | 学校教育課 関係各課 |
| 通学路整備事業 | 自治会等や学校からの要望、定期的な合同点検に基づき、児童・生徒の安全を確保するための通学路整備を行います。 | 教育施設課 建設課 |
| 交通安全推進事業 | 町民の交通安全意識を向上させ、子どもや若者たちにとって安全で快適な交通環境実現のため、交通安全教室を開催します。 また、日頃の見守り活動を含め、春・秋の全国交通安全運動期間中に保護者や地域の人と連携し、交通安全啓発に努めます。 | 防災交通課 |

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|------------|--|--------------------------|
| 防犯推進事業 | 街灯・防犯灯の設置や、防犯カメラの設置補助、地域の人や青パトによる地域の見回りなどを通じて、こどもや若者たちの安全を確保できる地域づくりを進めます。 | 防災交通課 |
| 災害対策事業 | 町民・行政・防災関係機関が連携する効果的な災害対応体制を構築し、災害時にもこどもや若者、子育て世帯の安全を確保できる体制づくりに努めます。 また、災害時に地域の中で助け合う災害対応については、こどもや若者たちも協力して助け合うことができるように、平時からこどもや若者たちに向けた防災教育を推進します。 | 防災交通課 |
| 情報モラル教育の推進 | 保護者に対し、こどもがSNS等を安全に利用できるための知識やスキル等について周知するとともに児童・生徒に対して、インターネットやスマートフォン、SNSをめぐるトラブルや犯罪等を未然に防止するための情報モラル教育を実施します。 また、公民館講座等によりSNSの基本的な使い方や安全な活用方法について学ぶ機会を提供します。 | 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課 |



(2) こども・若者・子育て当事者の居場所をつくり、自立と社会参加を支援する

①生涯を通じた学びへの取り組み

学校教育以外の場における学びや経験は、豊かな人間性や生きる力を育むために重要です。文化・芸術活動やスポーツ活動、読書活動などをこどもの頃から大人になっても続けられるような環境を整備し、町民すべてが積極的に生涯学習の機会へ参加できるよう活動内容の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|----------|---|-------|
| 文化芸術振興事業 | 文化・芸術に関する活動団体が健全にかつ適切な事業活動を行えるように助成・育成し、将来的には自立運営ができるように支援します。 | 生涯学習課 |
| スポーツ推進事業 | スポーツに関する活動団体が健全にかつ適切な事業活動を行えるように助成・育成し、将来的には自立運営ができるように支援します。 また、町民が広くスポーツに親しめるよう、スポーツ施設の維持管理にも努めます。 | 生涯学習課 |
| 社会教育推進事業 | 生涯学習センターを中心に、人生のあらゆる時期に自己に適した手段及び方法で、自ら学び学習することのできる機会として、生涯学習活動の普及及び推進を行います。 | 生涯学習課 |
| 地域未来塾 | 地域学校協働活動の一環として、学習支援員が中学3年生を対象に、希望進路実現のための学習支援を行います。 | 生涯学習課 |
| 図書館運営事業 | 町民が本に触れ、さまざまな知識や教養を得られることに加え、こどもたちの第三の居場所となるよう、図書館の維持運営に努めます。 | 図書館 |

②体験活動の推進

幼少期における体験は、その後の人格形成や健全育成に大きく影響します。こどもたちが様々な体験を通じて、生きる力を育み、他者との交流を通じて、社会生活や日常生活を円滑に送れるよう、体験活動の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|---------------------|
| 秋季体験キャンプ | 小学4年生から6年生を対象に体験キャンプを実施し、郷土料理体験や地域探検を地域の人と行います。また、参加した他校のこどもや高校生ボランティアとの交流を通じて人間力を高めます。 | 生涯学習課 |
| 移動図書館 | 町内幼稚園・保育園などこどもたちの生活の場に本を届け、本に親しむ環境を作ります。 | 図書館 |
| 図書館におけるこども向けイベント | ボードゲームイベントや陶芸教室、お絵かき教室などを行い、体験活動の選択の幅を広げ、他者との交流の場を作ります。 | 図書館 |
| 児童館におけるイベント | モノづくりや食育活動、地域との交流、バスハイキングなど様々な体験活動を行います。 | 人権推進課 人権啓発福祉センター |
| 田んぼの学校 | 田植えや稲刈りなどの農業体験を通じて、農業の大切さや地下水涵養の関心・理解を深める場を作ります。 | 農政課 |
| 祭り（つつじ祭り・地藏祭り・からいもフェスティバル） | 住民参加型の祭りを開催し、こどもや若者たちの交流の場、思い出作りの場、ボランティア活動の機会を作り、こどもたちの参加を促進します。 | 商業観光課 |

③地域における居場所づくり活動の推進

家庭や学校以外でも安心して過ごせる場所が、保護者だけでなく、こどもたちからも強く求められています。町だけでなく、関係団体や法人、地域とも連携・協力しながら、こどもたちの居場所づくりを進めます。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|-----------|---|--------|
| 地域子育て支援拠点 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場の提供や、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、保護者の孤独感や不安感の緩和を図り、こどもの健やかな育ちを支援します。「子育て支援センターすこやか」と「つどいの広場『あぼり美咲野広場』」で実施しています。 | 子育て支援課 |

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|-------------------------|---|---------------------|
| 児童育成支援拠点事業 | 家庭と学校以外のこどもの居場所として、こども食堂や第三の居場所づくりを進める活動団体を支援し、こどもが安心して遊べたり、過ごせたりする居場所づくりを行います。 | 子育て支援課 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、安心安全な生活の場を確保し、適切な遊びの場を提供することにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。また、放課後子ども教室との連携の推進を図ります。 | 子育て支援課 |
| 放課後子ども教室 | 地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業を活用し、地域住民の参画を得て、スポーツ及びその他の体験活動を行います。また、放課後児童クラブとの連携の推進を図ります。 | 生涯学習課 |
| こども食堂との連携 | 町内のこども食堂と連携して、こどもの居場所づくりに関する情報発信や支援を行います。 | 福祉課 |
| 公園整備・管理事業 | 児童の健全育成とレクリエーションの向上を図るため、町立公園を適正に管理します。安全確保のため遊具点検等に務めつつ、新たな児童の遊び場の確保についてもニーズを踏まえて検討します。 | 都市計画課 |
| 児童館（大津町人権啓発福祉センター） | 遊びを通して基本的な生活習慣及び目標に向かって物事に取り組む姿勢を養い、児童の健全育成を図るため、児童館の運営に努めます。 | 人権推進課 人権啓発福祉センター |
| 児童館（大津町人権啓発福祉センター）の改修工事 | 児童の健全育成を図る児童館が、より安心安全な居場所となるよう改修工事を行います。 | 人権推進課 人権啓発福祉センター |
| 図書館 | ロビーや学習スペースの開放を通してこどもたちの第三の居場所としての居場所作りに努めます。 | 図書館 |
| 子育て支援拠点の整備 | 大津保育園と陣内幼稚園を統合した公立認定こども園や、こどもや子育て世代が気軽に天候に関係なく訪れ、子育ての相談や親子で遊べる場所、そしてこどもの居場所としての子育て支援施設を昭和園内に整備します。 | 子育て支援課 |

④地域のコミュニティ形成

こどもや若者が、地域におけるコミュニティに参加する機会が減少し、地域コミュニティの高齢化が進んでいます。しかし、地域コミュニティで互いに支え合う関係性を築くことは、子育て世帯が公的なサービスではカバーできないきめ細かなサポートを得るためにも重要なことです。このように地域住民間で互いを支えるという「互助」「共助」の考えから、地域の中での多世代交流などを促進し、地域コミュニティにこどもや若者、子育て世帯が参加できる環境づくりを進めます。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---------------------------|---|---------------|
| 地域づくり推進事業 | 地域共生社会の実現のため、住民の身近な地域で、住民自らが地域の課題を把握して解決する体制づくり、地域づくりを推進します。 | 福祉課 |
| 重層的支援体制整備事業 (ふくしの相談窓口) | 複雑化する地域課題を取りこぼすことなく、適切に拾い上げ支援へつなげるために、地域内の交流や地域と関係機関、行政、社会福祉協議会の連携を強化し、相談から支援までの体制づくりを行います。 | 福祉課 関係各課 |
| 多世代交流事業 | 地域の高齢者と子育て世帯や若者が交流を図れるよう、地域内におけるイベントやボランティア活動などを推進します。 | 福祉課 子育て支援課 |



(3) こども・若者・子育て当事者が抱える課題の解消に向けた支援体制を強化する

①総合的な相談体制の構築

子育てに関する不安をはじめ、近年はこどもや若者も悩みや不安を抱えがちです。特にこどもは親や学校の先生に話したくない悩みを抱えることもあり、悩みを相談する先を求めている声もあります。今後は、こどもたちが第三者に相談したいと考える多様な相談を受け止め、適切な支援につなぐための総合的な相談体制を構築する必要があります。また、窓口での相談だけでなく、多様な場やアウトリーチ型の相談、インターネットを活用した相談など、手法についても多様に整備することで誰一人取り残さない相談支援体制を目指します。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|------------------------|---|-----------------|
| こども家庭センター 再掲 | 児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべてのこども、妊産婦、子育て世帯に切れ目のない支援ができるよう、不安や悩み事を一緒に考え、各関係機関と連携し、必要な情報の提供や寄り添い支援を包括的に実施します。 | 子育て支援課 健康保険課 |
| 地域子育て支援拠点 再掲 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場の提供や、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、保護者の孤独感や不安感の緩和を図り、こどもの健やかな育ちを支援します。「子育て支援センターすこやか」と「つどいの広場『あぼり美咲野広場』」で実施しています。 | 子育て支援課 |
| 子育てカフェ | 毎月1回、保育士・保健師等による子育てに関する相談を実施します。 | 子育て支援課 |
| 聞きなっせAIくまもとの子育て（熊本県事業） | LINEの友だち登録をするだけで、就学未満の子育ての質問に、24時間365日AIが回答します。 | 子育て支援課 関係各課 |
| 保育士による子育て相談 | 大津保育園の保育士による子育てに関する相談を実施します。 | 大津保育園 |
| 育児相談 | 毎月1回、乳幼児健診後のフォロー対象者に案内し（希望者の参加も可能）、保健師や栄養士による身体計測・栄養相談・予防接種や子育て全般に関する相談、発育・発達相談を実施します。 | 健康保険課 |

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|-------------|---|-------|
| 心理相談 | 育児に関する悩みやこどもの発達について個別の相談に対応します。必要に応じ、児童発達支援の案内や医療機関の受診につなぎます。 | 健康保険課 |
| 心配ごと相談・児童相談 | 毎月1回、民生委員・児童委員による心配ごと相談と合わせて、児童相談を実施します。 | 福祉課 |
| 教育支援事業 | 学校に通えていないこどもの集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善のための相談・指導について、関係機関と連携して、誰一人取り残されない学びの保障を図ります。 | 学校教育課 |

②様々な背景を抱える家庭への支援

近年は、こどもの貧困やヤングケアラーなどこどもに関する複雑化した地域課題も増えており、その対応が求められています。複雑化した地域課題は、単に支援を行うだけでなく、その世帯において課題となっている複数の要因を解決しなければならないため、単独の部署だけでなく複数の部署が連携して取り組みを進めることが重要です。また、ひとり親や生活困窮世帯などは、比較的複数の課題を抱え込みやすい傾向にあるため、ひとり親や生活困窮世帯への支援の充実にも取り組みます。

また、近年、海外から転入する個人や世帯が顕著に増加しており、文化的・歴史的背景が異なる中、多様化する課題やニーズに適切に対応していく必要があります。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|-------------------------------|--|-----|
| ふくしの相談窓口 (重層的支援体制整備事業) | ひとり親や生活困窮世帯をはじめ、様々な課題を抱える人、世帯の相談に応じ、利用できる制度や必要な支援につなげます。また、相談者の困り感やニーズに応じて、関係機関と連携し、複雑化・複合化した課題の解決に取り組みます。 | 福祉課 |
| ひとり親や生活困窮者世帯のこどもの居場所づくりに関する支援 | ひとり親家庭の父、母、寡婦の福祉を増進するためイベントを開催し、交流を行います。 また、こども食堂等の関係機関と連携し、食事の提供を通じて地域づくりを推進するとともに、生活困窮世帯への食料・日用品等の配布などの支援を行います。 | 福祉課 |
| ひとり親家庭福祉協議会との連携 | 資格取得のための講習会やセミナー等の各種案内等の情報提供を連携して行います。 | 福祉課 |

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|----------------------------------|
| ヤングケアラーの把握と支援 | ヤングケアラーの状況について、関係施設や関係各課と連携をしながら把握に努めます。また、ヤングケアラーの状況にある世帯については、適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、課題の解決に取り組みます。 | 子育て支援課 関係各課 |
| 外国籍の若者・保護者への窓口対応・情報発信 | 外国人住民への窓口対応の際、通訳士やタブレットにより多言語での対応を行い、外国語版の母子手帳や予防接種手帳をお渡しするなど、外国人に寄り添った取り組みを進めます。 また、地域子育て支援事業者に対して、直接支援をする際に必要な翻訳ツール購入時の補助を行います。 | 総合政策課 子育て支援課 健康保険課 関係各課 |

③経済的支援

子育て世帯は様々な面で経済的な負担が大きく、中には生活困窮に陥るケースもあります。しかし、経済的なことを理由に子どもが享受すべき最低限の教育や日常生活を阻害されることはあってはなりません。そのため、国や県の制度等に準じながら、適切な経済的支援を行うことで、すべての子育て世帯の生活を支援します。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|----------|--|--------|
| 児童手当 | 高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に手当を支給します。 | 子育て支援課 |
| 児童扶養手当 | ひとり親家庭や父母以外の方が児童を養育する場合等に手当を支給します。なお令和6年度より所得限度額と第3子以降の加算額の引き上げを行います。 | 福祉課 |
| 特別児童扶養手当 | 在宅で中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に手当を支給し、経済的負担軽減を図ります。 | 福祉課 |
| 障害児福祉手当 | 在宅で身体又は知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を要する20歳未満の人に支給します。 | 福祉課 |

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|----------------|--|-------------------|
| 母子父子寡婦福祉資金 | 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭の経済的自立と、その扶養する児童の福祉の増進を図るため資金を貸し付けします。 | 福祉課 熊本県菊池福祉事務所 |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | ひとり親家庭等における医療費の一部を補助することにより、生活の質の向上を図ります。 | 福祉課 |
| 生活保護 | 様々な理由で収入が得られず、生活困窮に陥っている世帯を支援するために制度に則りながら生活保護を支給します。 | 福祉課 熊本県菊池福祉事務所 |
| 就学援助制度 | 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者に対して、就学に必要な援助を行います。 | 学校教育課 |
| 町奨学資金 | 高等学校・専修学校・大学等に進学する、経済的理由により就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金の貸付を行います。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育就学奨励費 | 障がいのある児童生徒が、小学校、中学校で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係費について、家庭の経済状況等に応じ、必要な援助を行います。 | 学校教育課 |
| こども医療費の助成 | 18歳に達した最初の年度末までのこどもが病気などで保険診療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。 | 健康保険課 |
| 未熟児養育医療の給付 | 乳児及び保護者の保健衛生の向上を図るため、身体の発育が未熟なままに生まれ、入院養育が必要なこどもに対して医療給付を行います。 | 健康保険課 |



④障がい児・医療的ケア児への支援

近年、障がいのある子が増加傾向にあり、それに伴い、障がい児保育での人員確保や障がい児福祉サービスの確保が必要となります。そして、こども自身の日常生活機能の発達という観点と、保護者の心身の負担を軽減するという観点から、関係機関と連携した適切な支援体制の構築が不可欠です。

また、教育課程や就職のタイミングにおいても、障がいのあるこどもや若者への支援は欠かせないものであり、子育て支援課や福祉課のみならず多様な関係各課・関係機関との連携を図りながら支援体制の構築が求められています。

さらに、令和3年度に「医療的ケア児支援法」が施行されたことによって、医療的な支援を必要とする「医療的ケア児」とその家族への支援体制づくりも社会的に求められています。

そこで、「大津町障がい児福祉計画」に基づき、各担当部署が互いに連携しながら取り組みます。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------|---|-------------|
| ペアレントプログラム | 楽しく子育てをする自信をつけて、子育ての仲間を見つける機会をつくることを目的にした全6回のプログラムを実施します。障がいのあるこどもの親だけではなく、こどもに関わるすべての人が対象です。 | 福祉課 |
| 巡回支援専門員整備事業 | 巡回支援を委託して行い、こどもや周囲の関係者の困っていること、将来困ることが予想されることについて早期に気づき、対応策を検討します。 | 福祉課 |
| 障がい児（者）支援 | 障がいのあるこどもや若者に対して、「大津町障がい児福祉計画」に基づき、児童福祉法に基づく障害児支援や居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス等の支援の提供を確保します。 | 福祉課 |
| 障がい児保育・教育の支援 | 幼児教育・保育施設や放課後児童クラブにおいて、職員の加配等により障がいのある児童の受け入れを支援します。 | 子育て支援課 |
| 特別支援教育 | 障がいのあるこども一人ひとりの状況に応じた特別支援教育を推進し、インクルーシブ教育の実現に向けた環境の整備に取り組みます。 | 学校教育課 |
| 医療的ケア児への支援 | 医療的ケアを必要とする障がいのあるこどもが適切な支援を受けられる体制を、関係機関と連携しながら充実します。 | 福祉課 関係各課 |
| 医療型ショートステイ | 医療的ケア児と暮らす介助者や保護者への支援として近隣市町と連携した医療型ショートステイの供給体制の充実に努めます。 | 福祉課 |

2. ライフステージごとの施策

(1) 乳幼児期の支援

①乳幼児の健康保持

生涯を通じて健康な生活を送るために、乳幼児期から、食、生活リズム、運動習慣等の望ましい生活習慣の基盤を固めることが大切です。大津町では「大津町健康づくり推進計画」に基づき、生涯にわたる健康づくりに取り組んでいます。乳幼児健診における疾病の早期発見、早期治療、ライフステージに応じた保健指導を行い、保護者がこどもの成長・発達について学習できる機会となるよう努めます。

また、栄養・食生活は、こどもたちが健やかに成長し、健康な生活を送るために欠くことのできない営みであり、多くの生活習慣病に対する予防の観点から重要です。そのために、ライフステージに応じた食品（栄養素）摂取が実践できる力を育むことが重要です。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 新生児・乳児訪問指導 | 生後2ヶ月頃に新生児・乳幼児の全戸訪問を実施しています。助産師及び保健師が訪問し、健康の保持及び増進のため、母子保健に関する知識の普及に努めます。また、育児等に関する相談に応じ、助言や必要な指導を行います。 | 健康保険課 |
| 4～5ヵ月児健診 | 身体計測、医師による診察、栄養に関する指導、発育・発達や子育て全般に関する相談、予防接種についての指導等を行います。 | 健康保険課 |
| 7～8ヵ月児健診 | 身体計測、医師による診察、栄養（離乳食）・歯科に関する指導、発育・発達や子育て全般に関する相談、予防接種についての指導等を行います。 | 健康保険課 |
| 1歳6ヵ月児健診 | 身体計測、医師による診察、栄養・歯科指導、希望者へのフッ化物塗布、運動機能・精神発達等の確認、発育・発達や子育て全般に関する相談、予防接種についての指導等を行います。 | 健康保険課 |
| 3歳児健診 | 身体計測、医師による診察、栄養・歯科指導、希望者へのフッ化物塗布、尿検査、眼科健診、運動・精神発達状況の確認、発育・発達や子育て全般に関する相談、予防接種についての指導を行います。 | 健康保険課 |
| 1歳児セミナー | 身体計測、保健・栄養・歯科に関する指導と、希望者へのフッ化物塗布を行います。 | 健康保険課 |

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------|---|------------------------|
| 予防接種事業 | こどもの予防接種について適切に実施するとともに、未接種者への接種勧奨（電話、郵送、訪問）を行います。 | 健康保険課 |
| 歯科保健指導 | こどもの健診やセミナー時に、歯科衛生士による歯科保健指導や希望者へのフッ化物塗布を行います。また、就学前の幼児及び小中学校の児童生徒に対するフッ化物洗口を実施します。 | 健康保険課 学校教育課 |
| 食育講習 | 健康増進や食に関する興味・関心をこどもたちに持ってもらうためのきっかけ作りとして、栄養士と町食生活改善推進員等による食育講習を、地域からの要望に応じて行います。 | 健康保険課 |
| 各関係機関・部署との連携 | 各乳幼児健診や訪問・面談等を通して、こどもたちの健やかな発達・発育のために支援が必要な場合、専門機関や各関係機関と連携し、支援を行います。 | 健康保険課 子育て支援課 福祉課 |

②育児への支援

就学前児童の保護者が、産後休暇・育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園、幼稚園、認定こども園、その他親子で気軽に行ける場所を利用できるよう、保護者に対する情報提供等の支援を行います。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|-------------------|--|--------|
| 利用者支援事業 | 保護者が、保育所や子育て支援サービス等を円滑に利用できるよう、専門の支援員が相談に応じ、情報提供や関係機関との連絡調整を行います。 | 子育て支援課 |
| 保育の受け皿確保 | 就学前児童数や保育所等の実情を踏まえ、保育の受け皿の確保に取り組みます。併せて保護者の就労形態の多様化に対応できるよう、延長保育、一時預かり、休日保育の実施に取り組むとともに、いわゆる「こども誰でも通園制度」の令和8年度の本格実施に向けて導入を検討します。 | 子育て支援課 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 仕事と育児の両立のため、育児を必要とする町民が育児を提供できる町民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。 | 子育て支援課 |

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---------------|--|---------------------|
| 病児保育 | 病氣中及び病氣回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を行います。 | 子育て支援課 |
| 図書館の育児支援 | 乳幼児健診時に絵本をプレゼントし、ボランティアによる読み聞かせを行います。すべての赤ちゃんが本のある環境で育つことができる環境づくりを行います。 また、毎週木曜日に「あかちゃんおはなし会」を行い、絵本を楽しむ時間や育児関連本を通じた情報紹介、参加者がつながる場を提供します。 | 図書館 |
| 児童館（はとぽっぽクラブ） | 毎週金曜日に幼児向けのイベントを行い、就園前の保育体験や他者との交流の場を提供します。 | 人権推進課 人権啓発福祉センター |
| 各種子育て情報の発信 | 子育て支援に関する各種情報を専用アプリで発信することを検討します。 | 健康保険課 子育て支援課 |

③保育環境の充実

保育ニーズの増大により、保育所や認定こども園の受け皿の確保が重要な一方で、保育の質を向上させることも重視されています。保護者が安心して預けられる保育環境の形成のため、保育サービスについて改善を図りつつ、保育士等の支援事業を充実させ、大津町の保育・幼児教育を担う人材の確保に向けた取り組みを行います。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|--------|
| 保育園見学ツアーの実施 | 町内の保育所等に就職を希望する保育士や保育士を目指す学生を対象に町内の私立保育園等を見学するツアーを実施して、就労につなげる機会を設けます。 | 子育て支援課 |
| 保育士等人材バンクの設置 | 町内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び放課後児童クラブでの就労を希望する人を支援します。 | 子育て支援課 |
| 町内認可保育施設で勤務する保護者のこどもの優先入所 | 入所判定における点数で加点を行います。 | 子育て支援課 |
| 未就学児を持つ保育士への支援の紹介 | 熊本県社会福祉協議会が実施する「未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業」を紹介します。 | 子育て支援課 |

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|---------------------|--|--------|
| 潜在保育士への支援の紹介 | 熊本県社会福祉協議会が実施する「保育士就職準備金貸付」を紹介します。 | 子育て支援課 |
| 保育補助者雇上強化事業 | 保育所等に補助金を支給し、保育士資格取得を目指す保育補助者を雇用することで、保育士の負担軽減につなげます。 | 子育て支援課 |
| 保育体制強化事業補助金 | 保育所等に補助金を支給し、清掃業務や給食の配膳等保育に係る周辺業務を行う保育支援者を雇用することで、保育士の負担軽減につなげます。 | 子育て支援課 |
| 予備保育士雇上げ事業 | 年度当初から配置基準を超えて予備保育士を雇用する保育所等に、費用の一部を補助することで、年度途中の0歳児の保育ニーズの増加に対応し、待機児童の解消につなげます。 | 子育て支援課 |
| 保育所等及び放課後児童クラブのICT化 | 保育所等及び放課後児童クラブの業務にICTを取り入れ、業務の効率化を図り、保育士や放課後指導支援員等の負担軽減につなげます。 | 子育て支援課 |
| 講師派遣事業 | 保育所等や幼稚園に講師を派遣し、家庭でのこともへの言葉かけや絵本の読み聞かせの大切さについて、講演を行います。 | 図書館 |



(2) 児童・生徒への支援

① 学校教育の充実と環境整備

「生きる力」を育むための教育を推進するために、それぞれの教育プログラムの充実や学校における学習の質の向上に取り組みます。

また、認定こども園・保育所・幼稚園等と小学校、中学校との連携・接続を図り、それぞれの就学・進学時期にまつわる課題を解消できるよう、教育環境を充実するための取り組みを進めます。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|----------------------|---|-----------------|
| 学校施設の維持・更新 | 学校施設について、必要に応じながら維持・更新に努めます。また、教育の質を向上させるために行うICT教育についても、必要な機器や環境の整備を行いながら、維持・更新に努めます。 | 教育施設課 |
| 学校給食事業 | 学校給食法に基づき、児童生徒一人ひとりに対して食事のあり方や、望ましい食習慣の形成、食に関する理解の促進を進めます。 | 学校教育課 |
| 学校運営協議会（コミュニティースクール） | 地域と連携した学校づくりを進めるために学校運営協議会（コミュニティースクール）の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 幼・保等小中の連携 | 「幼・保等小中連携カリキュラム」を活用し、認定こども園・保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校間の連携を図り、小1プロブレムや中1ギャップの解消に努め、スムーズな就学や進学につなげます。 | 学校教育課 子育て支援課 |
| 自由研究相談会 | 高校生ボランティア・県立教育センターと連携し、自由研究のテーマについて資料を使いながら深める場を作ります。 | 図書館 |
| 創作絵本・物語募集 | オリジナル絵本・物語を募集し、こどもたちの想像力や表現力を発揮する場を作ります。 | 図書館 |

② 不登校、いじめ対策等の推進

学校での問題や本人の意思などにより、不登校児童が増加しているほか、不登校児童がそのままひきこもりになってしまうケースが見られます。「こどもの権利」に基づき、すべてのこどもが健やかに成長できるように不登校やひきこもりの対策を進めるほか、不登校児童やひきこもりのこどもや若者が社会とのつながりを維持できるような仕組みづくり・居場所づくりにも努めます。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|------------------------------|---|-------|
| いじめ防止対策推進事業 | いじめを防止するために、学校内での情報共有や対応を図るとともに、こどもたちへのいじめに関する啓発も行います。 | 学校教育課 |
| スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業 | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校で悩みを抱える児童・生徒等の相談や対応を行います。 | 学校教育課 |
| 不登校児童生徒に対する支援推進事業 | 不登校児童生徒や、集団生活になじめない、登校や学習に不安を抱える児童生徒への学習機会の確保と社会的自立に向けて、教育支援センター等において学習や生活の支援を行います。 | 学校教育課 |

③こどもの健康保持と保健対策

こどもの心身の健康の維持は、こどもたちが健やかに育つうえで欠かせないものです。しかし、成長期においてケガや病気はもちろん、近年はこどもたちを取り巻く環境の変化が激しく、こころの健康という観点でも悩みや不安を抱えるケースが多くなっています。こどもたちの心身の健康を守り、健やかな成長ができる環境形成に努めます。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|-----------------|--|-------|
| 健康診断の実施 | 学校において健康診断や予防接種等を実施し、こどもたちの健康づくりと疾病予防を推進します。 | 学校教育課 |
| フッ化物洗口事業 | 学校においてフッ化物洗口を行い、児童・生徒の口腔環境の維持を図ります。 | 学校教育課 |
| 喫煙・飲酒、生活習慣病予防教育 | 学校の保健学習を通じて、こどもたちへ喫煙・飲酒による体の影響や生活習慣病予防のための取り組みに努めます。 | 学校教育課 |

(3) 若者世代への支援

① 社会参加や就労に向けた支援の推進

若者が若い世代が本町に住み続け、新たな家庭を築き、子どもを産み育てたいという希望を叶えたい若者にとって、継続的に就労し、安定した収入を確保することが、第1の条件となり、定着にもつながるため、就労支援を行います。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|----------------------|---|--------|
| 地域若者サポートステーション | 悩みを抱えて社会に出ることが困難な若者のために、相談や支援プログラムを通して就職支援を行います。 | 福祉課 |
| 雇用促進事業 | 大津町企業連絡協議会による地元の高校生に向けた企業ガイダンスや工場見学を実施し、地元企業の魅力を発信する取り組みを行います。 | 企業振興課 |
| 保護者の就労支援 | 子育てや介護を理由に離職し、休業中の女性等を対象とした就業支援セミナーを実施し、再就職への不安を減らし、女性の経済的自立を支援します。 | 人権推進課 |
| くまもと都市圏合同就職説明会 | 熊本連携中枢都市圏事業において、人材を必要とする連携中枢都市圏企業と求職者との合同就職説明会を開催します。 | 企業振興課 |
| くまもと都市圏インターシップ | 熊本連携中枢都市圏事業において、県外及び県内大学生1～3年生等（大学院生・専門学生含む）メインターゲットとし、連携中枢都市圏企業を回るインターンおよび意見交換会を実施します。 | 企業振興課 |
| 企業誘致推進事業 | 人口減少対策や地域経済の発展に向けて、新たな雇用の増大が見込める企業を誘致し、雇用の拡大を図ります。 | 企業振興課 |
| 創業支援補助金事業 | 創業したい人に対して、補助金交付による創業支援を行い、将来の本町における雇用の維持・拡大を図ります。 | 商業観光課 |
| よかボス企業の推進 (熊本県事業) | 仕事と子育ての両立支援や働きやすい環境づくりを進めるために県が実施する「よかボス企業」の推進に取り組みます。 | 子育て支援課 |

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------------|---|-------|
| ワーク・ライフ・バランス啓発講座事業 | ワーク・ライフ・バランスの啓発講座を実施し、男女が共に仕事や子育てだけではなく、自己啓発等の時間を持つことで生活の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現につなげます。 | 人権推進課 |

②高等教育への支援

高等教育は義務教育から外れ、どのような進路を進むかは子ども自身が選択する一方で、本人は進学をしたいものの、環境や保護者の意向などにより選択できない子どもたちもいると考えられます。すべての子どもが自分の将来のために、様々な進路を選択できるよう経済的支援を行います。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------|---|-------|
| 町奨学資金 | 高等学校・専修学校・大学等に進学する、経済的理由により就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金の貸付を行います。 | 学校教育課 |

③結婚支援の推進

仕事や生活の場において、男女が日常的に出会う場面が少ない、あるいは様々な要因から、出会いの機会をつくれないう若者が多くいることが考えられます。その中でも、結婚を望んでいながら出会いの機会がない若者を対象に、出会いの場を提供するなど、支援に取り組めます。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 大津町結婚チャレンジ事業 | 結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するイベント等を実施する団体に対し、補助金交付によるイベント運営支援を行います。 | 総合政策課 |

(4) 妊娠出産期の支援

①妊産婦や子育て世帯への支援

安心して子どもを産むことが出来る環境づくりや健康づくりに取り組みます。出産時期における悩みや不安を抱え込むことがないように、相談支援の充実に努めます。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|------------------------|--|--------|
| 母子健康手帳の交付 | 妊娠届の受付と母子健康手帳交付を行います。全ての妊婦に対して助産師や保健師が面談し、妊婦の健康状態の確認や妊婦健康診査の受診勧奨、出産に向けたアドバイスを行います。 | 健康保険課 |
| 一般不妊治療費助成事業 | 不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。 | 健康保険課 |
| 産後ケア事業 | 産後、支援を希望した産婦に対して、医療機関等と連携しながら早期かつ丁寧な産後ケアを提供します。 | 健康保険課 |
| 乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業（ママヘルプ） | 概ね生後1年までの乳児がいて、家事や育児に不安や困難がある保護者に対し、ヘルパーが訪問し、家事や育児の援助、助言、相談を行います。 | 子育て支援課 |

②母親の健康保持

妊産婦及び母親の健康の維持は、出産や産後の体力回復、育児においてとても重要です。妊婦の健康状態と赤ちゃんの発育状況を定期的に確認し、安心・安全に出産を迎え、産後は安心して育児ができるよう、健康診査の勧奨や保健指導等により、妊産婦及び母親の健康保持・増進に努めます。

【具体的な施策・事業】

| 施策・事業名 | 取り組み内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------|
| 妊婦健康診査 | 定期的な健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、健康管理の充実に回り、妊婦の健康保持・増進を推進します。 | 健康保険課 |
| 妊婦歯科健康診査 | 歯と口腔の健康の保持・増進を図るため、歯科保健指導や情報提供を行います。 | 健康保険課 |
| 妊娠8ヵ月時アンケート | 妊娠8ヵ月時にアンケートを行い、出産時及び産後の見通しや支援者の有無などをおたずねし、必要に応じ相談支援や担当窓口につなぎます。 | 健康保険課 |
| 新生児・乳児訪問指導（産婦訪問） | 産後2ヶ月頃に助産師及び保健師が訪問し、健康の保持及び増進のため、母子保健に関する知識の普及に努めます。また、育児等に関する相談に応じ、助言や必要な指導を行います。 | 健康保険課 |

第5章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて「教育・保育提供区域」を設定することとされています。本町では、事業区分ごとに利用実態が異なっていることから、教育・保育提供区域を次のとおり設定しました。

| 事業区分 | 区域設定 | 考え方 |
|------------------------------------|--------------------|---|
| 教育・保育事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 時間外保育事業 (延長保育事業) | 町内全域 | 通常利用する保育所等での利用となるため |
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 小学校区 | 小学校に隣接する施設での利用となるため |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 他市町村での利用 | 町内において該当施設が利用できないことから、他市町(熊本市、合志市、益城町)での利用を確保 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 一時預かり事業(幼稚園型) | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 一時預かり事業(上記以外の一時的預かり) | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 病児・病後児保育事業 | 町内全域 + 他市町村での利用 | 町民の利便性を考慮し、町内全域に加え、他市町(熊本市、菊陽町)での利用を確保 |
| 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 利用者支援事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 妊婦健康診査 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 養育支援訪問事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 子育て世帯訪問支援事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 児童育成支援拠点事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 親子関係形成支援事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 妊婦等包括支援事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 乳児等通園支援事業 | 町内全域 | 供給体制の現状を踏まえ、町内全域 |
| 産後ケア事業 | 町内全域 + 他市町村での利用 | 町民の利便性を考慮し、町内全域に加え、他市町(隣接市町)での利用を確保 |

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、計画期間中の人口推計、ニーズ調査の結果、及び近年の幼稚園・保育所等の利用実績を踏まえ、計画期間内の「量（利用者数や利用日数等）の見込み」を設定します。そのうえで、「量の見込み」に対応した受け入れ体制を「確保方策」として整備していくことで、ニーズに見合った提供体制の確保を行います。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

| 認定区分 | 内容 | 利用できる主な施設 |
|------|---|-----------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性なし) | 幼稚園 認定こども園（短時間） |
| 2号認定 | 満3歳以上で、保護者の就労等の理由により、 保育を必要とする児童（保育の必要性あり） | 保育所 認定こども園（長時間） 地域型保育 |
| 3号認定 | 満3歳未満で、保護者の就労等の理由により、 保育を必要とする児童（保育の必要性あり） | |

本町には令和6年4月1日現在、保育所が8園、認定こども園が4園、小規模保育所が4園、幼稚園が1園設置されており、1号認定の定員は403人、2・3号認定の定員は1,364人となっています。令和3年度以降、4月1日時点における待機児童については解消しているものの、今後の本町や近隣市町村への企業立地により転入者が増加する可能性もある中で、保育の受け皿の確保は引き続き課題となります。

【未就学児の人口の見込】

0歳から5歳までの未就学児の人口を、令和2年から令和6年の4月1日の住民基本台帳に基づき、コーホート変化率法により算出しました。0歳から5歳までの未就学児の将来推計は減少していくことが見込まれます。

推計人口（単位：人）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳 | 290 | 290 | 290 | 290 | 290 |
| 1歳 | 298 | 285 | 285 | 285 | 285 |
| 2歳 | 316 | 302 | 289 | 289 | 289 |
| 3歳 | 338 | 311 | 296 | 283 | 283 |
| 4歳 | 311 | 338 | 310 | 296 | 283 |
| 5歳 | 338 | 311 | 338 | 310 | 296 |

【教育保育の「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人・か所)

| 令和7年度 | | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | | |
|-----------------|---------------|------|------|------|-----|-----|
| | | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 量の見込み | | 186 | 785 | 56 | 235 | 250 |
| | | | | 541 | | |
| 確保方策 | 幼稚園 | 50 | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | 288 | | | | |
| | 認定こども園（保育園部分） | | 283 | 49 | 77 | 73 |
| | 保育所 | | 491 | 99 | 130 | 150 |
| | 地域型保育事業 | | | 13 | 14 | 15 |
| | 企業主導型（地域枠） | | 30 | 10 | 12 | 12 |
| | 小計 | 338 | 804 | 171 | 233 | 250 |
| | 合計 | 338 | 804 | 654 | | |
| 確保方策 - 量の見込み | | 152 | 19 | 113 | | |
| 自市町村の居住児童の弾力運用分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自市町村の町外児童分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他市町村からの受入児童分 | | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | | 6 | 12 | 16 | 16 | 16 |

(単位：人・か所)

| 令和8年度 | | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | | |
|-----------------|---------------|------|------|------|-----|-----|
| | | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 量の見込み | | 181 | 797 | 56 | 220 | 242 |
| | | | | 518 | | |
| 確保方策 | 幼稚園 | 50 | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | 288 | | | | |
| | 認定こども園（保育園部分） | | 283 | 49 | 77 | 73 |
| | 保育所 | | 491 | 99 | 130 | 150 |
| | 地域型保育事業 | | | 13 | 14 | 15 |
| | 企業主導型（地域枠） | | 30 | 10 | 12 | 12 |
| | 小計 | 338 | 804 | 171 | 233 | 250 |
| | 合計 | 338 | 804 | 654 | | |
| 確保方策 - 量の見込み | | 157 | 7 | 136 | | |
| 自市町村の居住児童の弾力運用分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自市町村の町外児童分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他市町村からの受入児童分 | | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | | 6 | 12 | 16 | 16 | 16 |

(単位：人・か所)

| 令和9年度 | | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | | |
|-----------------|---------------|------|------|------|-----|-----|
| | | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 量の見込み | | 178 | 789 | 56 | 220 | 233 |
| | | | | 509 | | |
| 確保 方 策 | 幼稚園 | 50 | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | 288 | | | | |
| | 認定こども園（保育園部分） | | 283 | 49 | 77 | 73 |
| | 保育所 | | 491 | 99 | 130 | 150 |
| | 地域型保育事業 | | | 13 | 14 | 15 |
| | 企業主導型（地域枠） | | 30 | 10 | 12 | 12 |
| | 小計 | 338 | 804 | 171 | 233 | 250 |
| 合計 | | 338 | 804 | 654 | | |
| 確保方策 - 量の見込み | | 160 | 15 | 145 | | |
| 自市町村の居住児童の弾力運用分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自市町村の町外児童分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他市町村からの受入児童分 | | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | | 6 | 12 | 16 | 16 | 16 |

(単位：人・か所)

| 令和10年度 | | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | | |
|-----------------|---------------|------|------|------|-----|-----|
| | | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 量の見込み | | 167 | 742 | 56 | 220 | 233 |
| | | | | 509 | | |
| 確保 方 策 | 幼稚園 | 0 | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | 301 | | | | |
| | 認定こども園（保育園部分） | | 333 | 55 | 87 | 87 |
| | 保育所 | | 408 | 89 | 117 | 136 |
| | 地域型保育事業 | | | 13 | 14 | 15 |
| | 企業主導型（地域枠） | | 30 | 10 | 12 | 12 |
| | 小計 | 301 | 771 | 167 | 230 | 250 |
| 合計 | | 301 | 771 | 647 | | |
| 確保方策 - 量の見込み | | 134 | 29 | 138 | | |
| 自市町村の居住児童の弾力運用分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自市町村の町外児童分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他市町村からの受入児童分 | | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | | 6 | 12 | 16 | 16 | 16 |

(単位：人・か所)

| 令和11年度 | | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | | |
|-----------------|---------------|------|------|------|-----|-----|
| | | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 |
| 量の見込み | | 162 | 731 | 56 | 220 | 233 |
| | | | | 509 | | |
| 確保 方 策 | 幼稚園 | 0 | | | | |
| | 認定こども園（幼稚園部分） | 301 | | | | |
| | 認定こども園（保育園部分） | | 333 | 55 | 87 | 87 |
| | 保育所 | | 408 | 89 | 117 | 136 |
| | 地域型保育事業 | | | 13 | 14 | 15 |
| | 企業主導型（地域枠） | | 30 | 10 | 12 | 12 |
| | 小計 | 301 | 771 | 167 | 230 | 250 |
| 合計 | | 301 | 771 | 647 | | |
| 確保方策 - 量の見込み | | 139 | 40 | 138 | | |
| 自市町村の居住児童の弾力運用分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自市町村の町外児童分 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他市町村からの受入児童分 | | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | | 6 | 12 | 16 | 16 | 16 |

【量の見込み】

令和7年4月1日時点の利用見込数を基に、令和2年から令和6年までの利用実績から算出した利用率、推計人口を考慮して各年度の量の見込みを算出しました。今後は児童数の減少が見込まれますが、利用率は引き続き増加していくことが予測されるため、令和11年度には2号認定が731人、3号認定が509人（0歳児：56人、1歳児：220人、2歳児：233人）となると想定しています。

【確保方策】

毎年度の申込状況や利用ニーズ、就学前人口の動向に注視しながら、既存施設での定員の増減や利用定員の内訳変更を行います。また、既存施設の必要な改修等の施設整備を行い、提供体制の確保に努めます。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通園していない生後6か月から満3歳未満の児童を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、通園による遊びや生活の場を提供する事業で、保護者の就労の有無に関わらず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。令和7年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和8年度から給付事業となります。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 0 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| ②確保方策 | 0 | 29 | 16 | 16 | 16 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【量の見込み】

対象年齢における未就園児数から推計した定員数を見込み量としています。

【確保方策】

毎年度の申込状況や利用ニーズ、就学前人口の動向に注視しながら、既存の幼児教育・保育施設の空きスペースや空き定員枠を有効活用し、提供体制の確保に努めます。



4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況や、アンケート調査の結果等により把握した利用希望等を踏まえたうえで、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（1）時間外保育事業（延長保育事業）

保育が必要な児童に対し、保育所等において保育認定時間を超えて保育を行う事業です。町内の保育所・認定こども園の全園で18時～19時までの1時間の延長保育を実施しています。令和5年度の利用実績は681人となっています。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

（単位：人・か所）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 640 | 631 | 623 | 600 | 595 |
| ②確保方策 | 640 | 631 | 623 | 600 | 595 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |

【量の見込み】

利用実績に基づき各年度の量の見込みを設定しました。計画期間中、毎年度600～650人程度の利用を見込んでいます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。



(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等の理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、適当な環境を与えて生活指導を行い、児童の安全かつ健全な育成を図ることを目的とする事業です。本町では、町内全校区にて放課後児童クラブを実施しています。大津小校区、美咲野小校区、室小校区、護川小校区、大津南小校区では、小学校敷地内の施設を利用して実施しています。大津小校区、美咲野小校区、室小校区については利用ニーズが高いため、小学校の敷地外でも実施しています。また、大津東小、大津北小の校区については、小学校の敷地外での実施となっています。

放課後児童クラブの実施場所

| 学校区名 | 放課後児童クラブ名 | 場所 |
|-----------------|--------------------------------|------------|
| 大津小校区 | つくしんぼクラブ1組、2組 | 大津小学校敷地内 |
| | 四つ葉学童クラブ1組、2組 | |
| | さくらんぼクラブ1組、2組 | |
| | 風の子キッズ1組、2組 | 風の子保育園内 |
| 大津小・大津東小・美咲野小校区 | しらかわっこなかよしクラブ しらかわっこわくわくクラブ | 白川保育園内 |
| 大津小・美咲野小校区 | 緑のなかま | 緑ヶ丘保育園内 |
| 美咲野小校区 | グリーンキッズクラブ東、西 | 美咲野小学校敷地内 |
| 室小校区 | ジョイキッズクラブ1組、2組 | 室小学校敷地内 |
| | コスモキッズクラブ | |
| | ひまわりキッズクラブ | 第二よろこび保育園内 |
| | あゆみキッズクラブ | 室小北側学童保育施設 |
| 大津北小校区 | 一字学童館 | 一字保育園内 |
| 護川小校区 | そらいろクラブ1組、2組 | 護川小学校敷地内 |
| 大津南小校区 | しらかわっこ南小クラブ1組、2組 | 大津南小学校敷地内 |

現在はすべての校区で放課後児童クラブを実施していますが、町の中心部においてニーズが高まっています。今後も、高学年の利用の増加により、放課後児童クラブのニーズは高まると考えられます。校区によって特徴があるため、事業の量の見込みについては校區別に設定を行います。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

<大津小校区>

(単位：人・か所)

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1年生 | 102 | 90 | 85 | 94 | 89 |
| | 2年生 | 87 | 91 | 81 | 78 | 89 |
| | 3年生 | 54 | 58 | 58 | 50 | 46 |
| | 4年生 | 48 | 46 | 52 | 54 | 49 |
| | 5年生 | 32 | 30 | 27 | 29 | 29 |
| | 6年生 | 14 | 16 | 15 | 13 | 14 |
| | 合計 | 337 | 331 | 318 | 318 | 316 |
| ②確保方策 | | 340 | 340 | 340 | 340 | 340 |
| ②-① | | 3 | 9 | 22 | 22 | 24 |
| 実施か所 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

※参考：令和6年度の学年別利用率

1年生：67.1% 2年生：62.4% 3年生：43.3% 4年生：32.7% 5年生：25.2% 6年生：11.3%

<美咲野小校区>

(単位：人・か所)

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1年生 | 49 | 42 | 39 | 42 | 39 |
| | 2年生 | 65 | 64 | 55 | 51 | 55 |
| | 3年生 | 37 | 40 | 40 | 34 | 32 |
| | 4年生 | 23 | 21 | 23 | 23 | 20 |
| | 5年生 | 12 | 11 | 10 | 11 | 11 |
| | 6年生 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 合計 | 188 | 180 | 169 | 163 | 159 |
| ②確保方策 | | 190 | 190 | 190 | 190 | 190 |
| ②-① | | 2 | 10 | 25 | 27 | 31 |
| 実施か所 | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

※参考：令和6年度の学年別利用率

1年生：63.2% 2年生：60.3% 3年生：43.4% 4年生：21.8% 5年生：9.5% 6年生：1.7%

<室小校区>

(単位：人・か所)

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1年生 | 62 | 54 | 49 | 54 | 49 |
| | 2年生 | 57 | 56 | 48 | 44 | 48 |
| | 3年生 | 43 | 46 | 46 | 40 | 37 |
| | 4年生 | 28 | 25 | 27 | 27 | 23 |
| | 5年生 | 13 | 12 | 11 | 12 | 12 |
| | 6年生 | 7 | 8 | 7 | 6 | 7 |
| | 合計 | 210 | 201 | 188 | 183 | 176 |
| ②確保方策 | | 196 | 196 | 196 | 196 | 196 |
| ②-① | | -14 | -5 | 8 | 13 | 20 |
| 実施か所 | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

※参考：令和6年度の学年別利用率

1年生：61.7% 2年生：54.9% 3年生：49.5% 4年生：28.0% 5年生：12.6% 6年生：6.5%

<大津北小校区>

(単位：人・か所)

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1年生 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 2年生 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 3年生 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| | 4年生 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| | 5年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6年生 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| | 合計 | 16 | 16 | 15 | 14 | 13 |
| ②確保方策 | | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| ②-① | | 9 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 実施か所 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※参考：令和6年度の学年別利用率

1年生：25.0% 2年生：55.6% 3年生：36.4% 4年生：50.0% 5年生：12.5% 6年生：18.2%

<大津東小校区>

(単位:人・か所)

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1年生 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 2年生 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 3年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 4年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 5年生 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 6年生 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 合計 | 9 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| ②確保方策 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ②-① | | 1 | 3 | 4 | 4 | 4 |
| 実施か所 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

※参考:令和6年度の学年別利用率

1年生:50.0% 2年生:66.7% 3年生:14.3% 4年生:11.1% 5年生:28.6% 6年生:0.0%

<大津南小校区>

(単位:人・か所)

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1年生 | 27 | 23 | 22 | 23 | 21 |
| | 2年生 | 19 | 19 | 17 | 16 | 17 |
| | 3年生 | 16 | 17 | 17 | 14 | 13 |
| | 4年生 | 10 | 9 | 10 | 10 | 8 |
| | 5年生 | 7 | 7 | 7 | 8 | 8 |
| | 6年生 | 7 | 8 | 6 | 5 | 6 |
| | 合計 | 86 | 83 | 79 | 76 | 73 |
| ②確保方策 | | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| ②-① | | -6 | -3 | 1 | 4 | 7 |
| 実施か所 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

※参考:令和6年度の学年別利用率

1年生:80.6% 2年生:67.9% 3年生:45.9% 4年生:36.7% 5年生:25.8% 6年生:21.1%

<護川小校区>

(単位：人・か所)

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1年生 | 13 | 12 | 11 | 12 | 11 |
| | 2年生 | 12 | 12 | 10 | 9 | 10 |
| | 3年生 | 13 | 14 | 14 | 12 | 11 |
| | 4年生 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 5年生 | 6 | 6 | 5 | 6 | 6 |
| | 6年生 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | 合計 | 52 | 53 | 49 | 47 | 46 |
| ②確保方策 | | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| ②-① | | 28 | 27 | 31 | 33 | 34 |
| 実施か所 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

※参考：令和6年度の学年別利用率

1年生：65.7% 2年生：50.0% 3年生：43.5% 4年生：25.9% 5年生：16.7% 6年生：15.4%

【量の見込み】

各小学校区の利用実績に基づき学年毎の人口推計値に令和6年度の学年毎の利用率をかけて算出し、校区単位で各年度の量の見込みを設定しました。計画期間中、大津小校区、大津南小校区、護川小校区において、利用率の増加が見込まれます。

【確保方策】

利用者の増加が見込まれる校区については、現在の施設の定員では今後のニーズ量を補うことが難しい地区も出てくると考えられます。特に令和7年度および令和8年度の室小学校・大津南小校区については、定員の弾力的運用や送迎のできる他のクラブでの受け入れを検討します。また、令和9年度以降は児童数が減少する見込みのため、定員を多く設定しているクラブについては、定員の見直しを検討し、質の向上を図ります。

児童数の変化に注視しながら、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行い、ニーズに対応する量の確保に努めます。

【校内交流型及び連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量】

(単位：か所)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 校内交流型の実施か所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 |
| 連携型の実施か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※連携型…放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

校内交流型…「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。町内施設に受け入れ施設がなく、町外の熊本天使園（合志市）、熊本乳児院（熊本市）、広安愛児園（益城町）、慈愛園（熊本市）に委託して実施しています。令和5年度は利用実績がありませんでしたが、令和4年度の利用実績は22人日／年となっており、年度により利用者数に変動があります。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

（単位：人日／年・か所）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| ②確保方策 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

【量の見込み】

利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。計画期間中、毎年度14人日程度の利用を見込んでいます。

【確保方策】

年度により利用実績に変動がありますが、必要な事業であるため、今後も引き続き事業を継続していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業で、「子育て支援センター」、「つどいのひろば」と呼ばれることもあります。「子育て支援センターすこやか」と「つどいの広場『あぼり美咲野広場』」で実施しています。コロナ禍の影響で利用者数が減っていますが、令和5年度の利用実績は9,252人日／年となっています。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

（単位：人日／年・か所）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 8,491 | 8,238 | 8,115 | 12,115 | 12,115 |
| ②確保方策 | 8,491 | 8,238 | 8,115 | 12,115 | 12,115 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |

[量の見込み]

令和5年度の利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。令和10年度から新たに子育て支援拠点施設を設置する計画があるため、利用者数は増加する見込みです。

[確保方策]

令和10年度から新たな子育て支援拠点施設を含めた3か所で実施していく予定です。

(5) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園、認定こども園在籍している園児を主な対象として、通常の教育時間前後又は長期休業日等に、児童が在籍する園でお預かりを行う事業です。令和5年度の利用実績は9,847人日/年となっています。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人日/年・か所)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 5,953 | 5,793 | 5,697 | 5,345 | 5,185 |
| ②確保方策 | 5,953 | 5,793 | 5,697 | 5,345 | 5,185 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

[量の見込み]

利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。幼稚園ニーズは減少傾向にありますが、計画期間中、毎年度5,000～6,000人日/年程度の利用を見込んでいます。

[確保方策]

現在の体制で対応できる見込みです。

(6) 一時預かり事業（一般型）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。町内の8か所の保育所、認定こども園で実施しています。令和5年度の利用実績は277人日/年となっています。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人日／年・か所)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 270 | 262 | 258 | 250 | 247 |
| ②確保方策 | 270 | 262 | 258 | 250 | 247 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | 8 | 4 | 4 | 1 | 1 |

【量の見込み】

利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。計画期間中、毎年度 250 人日／年程度の利用を見込んでいます。

【確保方策】

利用実績に基づき、適正な実施か所数で実施していきます。

(7) 病児・病後児保育事業

児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。子育て支援センター内の「ひだまり」で病後児保育を実施しており、現状での受け入れ可能枠は、月曜日から土曜日までの1日4人です。令和5年度の利用実績は264人日／年となっています。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人日／年・か所)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 245 | 239 | 230 | 223 | 219 |
| ②確保方策 | 245 | 239 | 230 | 223 | 219 |
| ②－① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【量の見込み】

利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。計画期間中、毎年度 230 人日／年程度の利用を見込んでいます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。本町では、子育てサポートセンター「ほほえみ」において実施しています。令和5年度の利用実績は918人日／年でした。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

（単位：人日／年・か所）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1,035 | 1,008 | 972 | 943 | 923 |
| ②確保方策 | 1,035 | 1,008 | 972 | 943 | 923 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【量の見込み】

利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。計画期間中、毎年度900～1,000人日／年程度の利用を見込んでいます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(9) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。令和6年4月よりこども家庭センターを設置し、基本型とこども家庭センター型を実施しています。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

（単位：か所）

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②確保方策 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[量の見込み]

令和6年4月より基本型とこども家庭センター型2種類で対応しており、計画期間中も継続して実施する見込みです。

[確保方策]

適切な事業運営体制と相談体制を整備し、事業の維持に努めます。

(10) 妊婦健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康増進のため、定期的な健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、健康管理の充実を図り、安全に妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。令和5年度の実績は、母子健康手帳交付数304人となっています。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 295 | 295 | 295 | 295 | 295 |
| ②確保方策 | 295 | 295 | 295 | 295 | 295 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[量の見込み]

利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。計画期間中、毎年度300人程度の利用を見込んでいます。

[確保方策]

現在の体制で対応できる見込みです。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業です。令和5年度の訪問実績は、310人となっています。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 290 | 290 | 290 | 290 | 290 |
| ②確保方策 | 290 | 290 | 290 | 290 | 290 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【量の見込み】

人口推計（出生数）に基づき、計画期間中は毎年度 290 人程度の利用を見込んでいます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

（12）養育支援訪問事業

家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について特に支援が必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助等を行う事業です。令和5年度の訪問実績は、0人となっています。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人日)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| ②確保方策 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【量の見込み】

利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。計画期間中、毎年度2世帯程度の利用を見込んでいます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等実費負担に対し助成を行う事業です。

令和元年度より、私学助成幼稚園へ国基準での副食費の補助を行っています。

[量の見込み]

量の見込みを算出する事業ではないため、利用量の見込みはありません。

[確保方策]

引き続き、私学助成幼稚園へ国基準での副食費の補助を行います。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

[量の見込み]

量の見込みを算出する事業ではないため、利用量の見込みはありません。

[確保方策]

事業の必要性に応じて実施を検討します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人日)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| ②確保方策 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

[量の見込み]

国の手引きを基に、推計人口に想定される利用率と年間利用日数をかけて算出しました。

[確保方策]

令和7年度より事業開始予定しています。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を行う事業です。令和6年4月より、こども第三の居場所 COCO-Z に委託して実施しています。令和6年度の登録児童数は17人となっています。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 17 | 18 | 19 | 20 | 20 |
| ②確保方策 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| ②-① | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 |

[量の見込み]

利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

[確保方策]

現在の体制で対応できる見込みですが、今後の動向により事業の拡充も検討していきます。

(17) 親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。国の指針をもとに、事業の実施について検討していきます。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①量の見込み | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| ②確保方策 | 類似事業にて 対応 | 類似事業にて 対応 | 類似事業にて 対応 | 類似事業にて 対応 | 類似事業にて 対応 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【量の見込み】

国の手引きを基に、推計人口に想定される利用率をかけて算出しました。

【確保方策】

計画期間中は、類似事業であるペアレントプログラムにて対応しながら、今後の動向により実施について検討します。

(18) 妊婦等包括支援事業

妊娠・出産・乳幼児期における伴走型の相談支援と、経済的支援を一体的に実施することで、様々なニーズに即した必要な支援につなぎ、妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境を整備する事業です。子ども・子育て支援法・児童福祉法の改正により位置づけられた新たな事業であり、国の指針に従い、事業の実施体制の確保が求められます。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 870 | 870 | 870 | 870 | 870 |
| ②確保方策 | 870 | 870 | 870 | 870 | 870 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【量の見込み】

国の手引きを基に、推計した各年度の妊婦の人数に3回利用することを想定し、算出しました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(19) 産後ケア事業

心身の不調や育児不安がある等により産後ケア事業を希望する産婦に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。本町では既に、訪問型と日帰り型、宿泊型の各サービスに取り組んでおり、その実績を基に目標事業量を設定します。令和5年度の利用実績は、訪問型が97人日/年、日帰り型が4人日/年、宿泊型が7人日/年の計108人日/年の利用がありました。

【「量の見込み」及び「確保方策」】

(単位：人日/年・か所)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 |
| ②確保方策 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 |
| ②-① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施か所 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |

[量の見込み]

令和5年度の利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。計画期間中、毎年度109人日/年程度の利用を見込んでいます。

[確保方策]

現在の体制で対応できる見込みです。



第6章 計画の実現のために

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、すべての子どもや若者、そして保護者に対して適切な子育て環境が等しく確保されるよう、庁内連携はもとより、庁外の各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。また、専門性の高い施策及び複数の市町村にまたがる広域的な対応が必要な施策については、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

さらに、「子ども基本法」に示されるように、今後は子育て支援事業のみならず、町が行う様々な施策や取り組みについても、子どもや若者の意見をしっかりと受け止め、反映していく必要があります。これまでもアンケートなどを通じて町民意見の聴取に取り組んできましたが、今後は大人だけでなく、子どもや若者の意見を聞く機会を設け事業を進めていきます。

そのほかにも、子どもや若者が住みよい環境を作るには、地域や団体、事業者、企業などの協力と連携も不可欠です。関係者間の連携体制の強化に努め、「子どもまんなか社会」の実現を目指します。

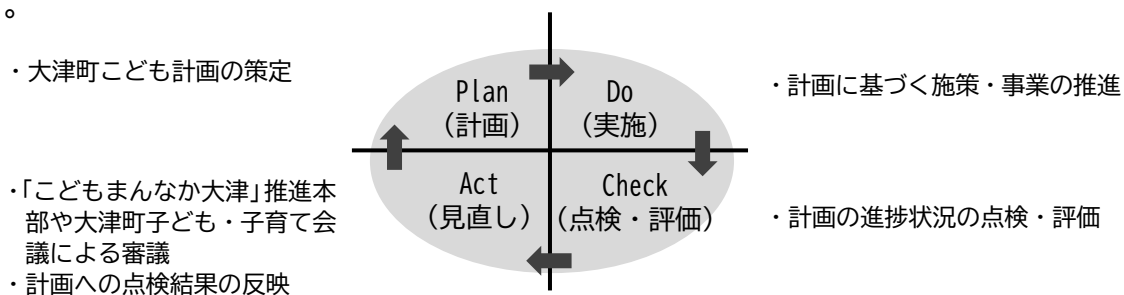
そして、これらの取り組みを実践・継続していけるよう、町広報紙や町ホームページ上で本計画内容を公表し、町民への周知徹底を図るとともに、各種行事や日々の行政活動等、あらゆる手段、機会を利用して、子育て支援に取り組もうとする町民や地域の気運を高めていきます。

2. 進捗状況の点検と評価・公表

本計画については、子育て支援課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、PDCAサイクルに基づいて各施策や取り組み、事業の見直しを行います。

また、庁内検討機関である「「子どもまんなか大津」推進本部」及び外部機関である「大津町子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。なお、「大津町子ども・子育て会議」の会議内容は議事録を公開します。併せて、計画の進捗状況については、町ホームページ等で公表し、町民への周知を図っていきます。

本計画の記載内容のうち、特に教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、計画と実績との乖離がある場合や、国の制度改正による事業の変更・新設等がある場合は、「大津町子ども・子育て会議」において審議し、必要に応じて見直しを行います。



資料編

1. 大津町子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日

条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、大津町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、調査・審議するものとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）に規定するこども計画及びこども施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を認め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月17日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月19日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 大津町子ども・子育て会議委員名簿

| 番号 | 関係機関等 | 氏名 | 備考 |
|----|--------------------|--------|----------|
| 1 | 大津町副町長 | 工藤 あずさ | 行政 |
| 2 | 熊本県立大学 | 関 智弘 | 大学准教授 |
| 3 | 大津町教育委員会 | 大村 詠一 | 教育 |
| 4 | 杉水保育園 | 備海 伸隆 | 保育（私立） |
| 5 | 大津保育園 | 村上 小百合 | 保育（公立） |
| 6 | 陣内幼稚園 | 坂本 ユミ | 幼児教育（公立） |
| 7 | 白川幼稚園 | 高山 智恵美 | 幼児教育（私立） |
| 8 | 大津町民生委員児童委員協議会 | 太田 昭子 | 主任児童委員 |
| 9 | 小・中学校校長会 | 村田 典子 | 学校教育 |
| 10 | NPOこどもサポート・みんなのおうち | 江口 竜一 | 子育て支援 |
| 11 | NPO法人あぼり | 堀 泉 | 子育て支援 |
| 12 | 町民 | 磯野 文菜 | 公募 |
| 13 | 町民 | 益田 和歌子 | 公募 |
| 14 | 大津町企業連絡協議会 | 後藤 真理 | 事業主の代表 |

3. 策定経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------|---|
| 令和5年 12月21日 | 令和5年度 第1回大津町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業の状況について ・こども計画の策定について ・町立大津幼稚園民営化の途中経過報告について ・学童保育施設の指定管理者の決定について |
| 令和6年 3月11日～3月25日 | 各種アンケート調査の実施 |
| 令和6年 3月28日 | 令和5年度 第2回大津町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育等再編方針の進捗状況について ・こども計画について |
| 令和6年 8月1日 | 令和6年度 第1回大津町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業の状況について ・こども計画について |
| 令和6年 8月20日 | 小学生、教育支援センター、児童育成支援拠点事業者を対象としたヒアリング調査の実施 |
| 令和6年 10月20日 | 小中高生を対象としたワークショップの実施 |
| 令和6年 11月26日 | 令和6年度 第2回大津町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・こども計画の素案について ・施設種別等変更について |
| 令和7年 1月24日 | 令和6年度 第3回大津町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・こども計画について |
| 令和7年 1月29日～2月19日 | パブリックコメントの実施 |
| 令和7年 2月28日 | 令和6年度 第4回大津町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・大津町こども計画について ・特定教育・保育施設の定員変更について |

4. 用語集

| 用語 | 解説 |
|-----------|--|
| ICT | Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。 |
| ICT 教育 | 今までアナログで行っていた教育のデジタル化のことを指し、電子黒板やパソコン、タブレットなどの導入や、インターネットなどを活用した学習のことを指す。 |
| アウトリーチ | 対象者のいる居宅等を訪問して働きかける支援形態こと。 |
| アセスメント | 利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）又は状況の本質、原因、経過及び予測を理解するために、必要なサービスの提供及び援助に先立って行われる一連の手続のこと。 |
| インクルーシブ教育 | 国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしに関わらず、すべての子どもがともに学び合う教育のこと。 |
| SNS | 「ソーシャルネットワーキングサービス」の略称で、インターネット上で交流や情報共有ができるサービスのこと。 |
| ゲートキーパー | 自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることができる人。 |
| 合理的配慮 | 障がいのある人が社会生活を送る上で生じる障壁を取り除き、障がいの有無に関わらず平等な生活を送ることを目的として行われる配慮のこと。 |
| 児童虐待 | <p>子ども・未成年に対する虐待のこと。虐待の内容により以下の4つに分類される。</p> <p>①身体的虐待とは、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>②性的虐待とは、児童にわいせつ行為をすること、又は児童を性的対象にさせたり、わいせつ行為や写真を見せること。</p> <p>③ネグレクトとは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。</p> <p>④心理的虐待とは児童への暴言や、拒否的な態度、面前DV（児童の面前で行われる夫婦間の暴言や暴力）等により、児童に心理的な傷を負わせる行為のこと。</p> |
| 児童発達支援 | <p>集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業のこと。</p> <p>児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」がある。</p> |

| 用 語 | 解 説 |
|---------------|--|
| 児童養護施設 | 災害や事故、親の離婚や病気、また不適切な養育等により、家族による養育が困難な子どもを養護する施設のこと。 |
| スクールカウンセラー | 学校などにおいて子どもたちの悩みの相談などに対応する心理カウンセラーのこと。児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における児童・生徒の心のケアなど行う。 |
| スクールソーシャルワーカー | スクールソーシャルワーカーとは、問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする人のこと。主に社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有する人が学校と連携して担うことが多い。 |
| 待機児童 | 保護者が保育所等に入所申請し、入所要件に該当しているにも関わらず入所できず、入所待ちしている（待機）状態の児童のこと。 |
| 民生委員・児童委員 | 地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第16条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。 |
| ヤングケアラー | 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこどものこと。 |
| ライフステージ | 人間が生まれてから死ぬまでの期間を象徴的な出来事で分けられたもので、乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期等、一定の期間ごとに区分するパターンと、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、退職、老後など、象徴的な出来事ごとに分けするパターンがある。 |
| 療育 | 障がい児や発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮のもとで育成されること。 |
| ワーク・ライフ・バランス | 働くすべての方々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。 |

5. 大津町子ども憲章と「三つの約束」

大津町子ども憲章

みつめよう 話し合おう 行動しよう

未来を切り拓いていく主役は子どもたちです。
私たち大津町民は、すべての子どもたちの幸せを願い、家庭、学校、地域が協力して愛情をもって育てることをめざし、この憲章を定めます。

ふるさと 大好き

1. 子どもたちが、水と緑に恵まれた自然を大切にし、ふるさとの歴史と文化に誇りを持てるよう努めます。

みんな ともだち

1. 子どもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、夢と希望をもって生きていけるよう努めます。

こころ 豊かに

1. 子どもたちが、お互いの人権を尊重し、個性を認めあう豊かな感性をはぐくむよう努めます。

やさしく たくましく

1. 子どもたちが、やさしさの中で、知性を磨き心身をきたえて、主体性をもってたくましく生きていけるよう努めます。

のびのび しなやか

1. 子どもたちが、地域の中でのびのびと遊び、創造性に富み、しなやかに育つよう努めます。



大津町こども計画

令和7年3月

発行 熊本市大津町
企画・編集 子育て支援課 子育て支援係
〒869-1292 熊本市菊池郡大津町大字大津 1233 番地
TEL : 096-293-5981 FAX : 096-292-1234



大津町夢絵画「おいしいおすし屋さん」



大津町夢絵画「こまっているひとをたすけられる けいさつかんになりたい」